番号	制度名
厚生労働	働省
厚労01	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労02	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
厚労04	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
厚労05	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
厚労06	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
厚労07	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し
厚労08	社会保険診療報酬の所得計算の特例
厚労09	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)
厚労10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
厚労11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
厚労12	雇用促進税制の拡充
厚労13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長
厚労14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
厚労15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
厚労16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
厚労17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ
厚労18	社会保険診療報酬の所得計算の特例
厚労19	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

【厚労01】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適 用期限の延長			府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

					:
点検項目 評価の実施状況					課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成され	ていない ■達成る	されている	□説明なし	*
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	0
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり			■説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量(匕(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0
(2) 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり			■説明なし	0
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明	あり	□説明なし	

「〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標(医療安全に資する機器等の購入を促進)については、 目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況に なれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることか ら、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(国内販売台数) は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が 目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難である ことから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する 必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、「薬事工業生産動態調査より 推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、 計算式及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計 算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(医療安全に資する機器等の購入を促進)の実現状況について、「本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できる」と説明しているが、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み」

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(医療安全に資する機器等の購入を促進)の 実現状況の将来予測について、定性的に「相当の需要が見込まれる」と説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標 (③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による

効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

【厚労01】

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

以下に算定根拠を示す。

	台数	算定根拠
人工呼吸器	81, 830	生命の危険がある入院患者の全数と生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者数の1割の台数。 (注1) (注2) 算出根拠 679,092×5.7%×100%+679,092×63.5%×10%=81,830
シリンジポンプ	254, 319	生命の危険がある入院患者の全数と生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者数の半数分の台数。 (注1)(注2) 算出根拠 679,092×5.7%×100%+679,092×63.5%×50%=254,319
生体情報モニタ	81, 830	各医療機関において、人工呼吸器設置数と同数設置。
自動錠剤分包機	11,012	入院施設を有する各医療機関(注3)に対し、2 台設置。 算出根拠 5,506×2 台=11,012
調剤誤認防止装置	11, 012	入院施設を有する各医療機関(注3)に対し、2 台(水剤用・散剤用)設置。 算出根拠 5,506×2 台=11,012
分娩監視装置	7, 630	1日当たりの出生数から必要とされる台数。 (注4) 算出根拠 1,071,304(平成22年出生数)×95%(正常出産)÷365×2日+1,071,304×5% (異常出産) ÷365×14日=7,630

⁽注1)平成22年10月の医療施設動態調査によると、総数679,092(精神病床を除いた公益法人の病床数67,438、医療法人583,405、個人28,249の合計)

⁽注 2) 平成 20 年度患者調査によると、生命の危険がある入院患者の割合 5.7%、生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する入院患者の割合 63.5%

【厚労01】

- (注3) 平成24年3月の医療施設動態調査(月報)によると、総数5,506(公益法人328、医療法人4,806、個人372の合計)
- (注4) H22 年人口動態統計の年間推計によると、出生数は、1,071,304 人
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 以下に算定根拠を示す。

医療安全に資する医療機器の導入による減税見込 平成24年度(見込)

販売金額	対象機器の	特別償却対象
(百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)
56, 238	100	56, 238
1,804	100	1,804
11,830	100	11,830
6, 153	100	6, 153
3, 130	100	3, 130
1, 253	100	1, 253
80, 408		80, 408
	(百万円) 56, 238 1, 804 11, 830 6, 153 3, 130 1, 253	(百万円) 割合(%) 56,238 100 1,804 100 11,830 100 6,153 100 3,130 100 1,253 100

特別償却による減税見込額

- = i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)×20%×30%
 - + ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)×20%×22%
 - +ii個人における対象機器の取得総額(推計)×20%×40%
- i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)
- =80,408×医療法人換算率 (66.5%) =53,471 (百万円)
- ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)
- =80,408×公益法人換算率(4.5%)=3,618(百万円)
- ii個人における対象機器の取得総額(推計)
- =80,408×個人換算率(4.3%)=3,457(百万円)
- したがって、減税見込額
- = i 53,471×20%×30%+ ii 3,618×20%×22%+ iii 3,457×20%×40%=3,643 (百万円)
- さらに、医療法人の利益計上法人は53.1%のため、実質的な特別償却による減税見込額は3,643(百万円)×53.1%=1,934(百万円)
- ※販売金額は、対象機器販売会社の調査及び薬事工業生産動態調査より推計。
- ※医療法人換算率、公益法人換算率及び個人換算率は、平成24年3月の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。
- ※利益計上法人の割合は、平成22年の会社標本調査(国税庁)による。

7	区厅	È:	23	年	度

対象機器等	販売金額	対象機器の	特別償却対象
刈豕機奋守	(百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)
人工呼吸器	45, 027	100	45, 027
シリンジポンプ	2, 217	100	2, 217
生体情報モニタ	9, 352	100	9, 352

自動錠剤分包機	5, 455	100	5, 455
調剤誤認防止装置	2, 233	100	2, 233
分娩監視装置	1, 181	100	1, 181
合計	65, 465		65, 465

特別償却による減税見込額

- = i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)×20%×30%
 - + ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)×20%×22%
 - +iii個人における対象機器の取得総額(推計)×20%×40%
- i 医療法人における対象機器の取得総額(推計)
- =65,465×医療法人換算率(66.1%)=43,272(百万円)
- ii 公益法人における対象機器の取得総額(推計)
- =65,465×公益法人換算率(4.5%)=2,945(百万円)
- ii個人における対象機器の取得総額(推計)
- =65,465×個人換算率(4.5%)=2,945(百万円)
- したがって、減税見込額
- = i 43, 272×20%×30%+ ii 2, 945×20%×22%+ iii 2, 945×20%×40%=2, 960 (百万円)
- さらに、医療法人の利益計上法人は53.1%のため、実質的な特別償却による減税見込額は
 - 2,960 (百万円) ×53.1%=1,571 (百万円)
- ※販売金額は、対象機器販売会社の調査及び薬事工業生産動態調査より推計。
- ※医療法人換算率、公益法人換算率及び個人換算率は、平成23年3月の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。
- ※利益計上法人の割合は、平成22年の会社標本調査(国税庁)による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

11	1仇付別拍旦寺に床る以来の事別計画音
1 政策評価の対象とした	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
租税特別措置等の名称	(国税7)(所得税:他 法人税:義)
2 要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した
	場合に、取得価格の 16%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間
	延長する要望を行うもの。
	〇既存対象医療機器等
	人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認
	防止装置、分娩監視装置
	(租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68
	条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)
	なお、対象医療機器等については、関係団体への調査を踏まえ見直しを行う
	予定。
3 担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
	厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4 評価実施時期	平成 24 年 8 月
5 租税特別措置等の創設	平成 15 年度税制改正要望により創設、平成 17 年度、平成 19 年度、平
年度及び改正経緯	成 21 年度及び平成 23 年度に 2 年毎の適用期限の延長を行った。
	○平成 15 年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」
	「
	錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台
	〇平成 17 年度税制改正要望
	「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間
	姓氏・2年間
	ール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外)
	○平成 19 年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」
	「
	拡充:未成立(輸液ポンプ)
	〇平成 21 年度税制改正要望
	「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間
	是
	〇平成 23 年度税制改正要望
	「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」
	延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、
	特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。)

6	適用又は	は延長期間	平成 25 年4月1日から	ら平成 27 年	₹3月31日			
7	等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等によ ヒューマンエラーの防 進することで、医療事 供を図る。 《政策目的の根拠》 医療法(昭和 23 年 設置する市及び特別 提供、研修の実施、引 定講じるよう努める」こ 医療機関に医療安全	止に配慮し、 数を防止し、 法律第 205 区(以下、「礼 識の啓発・ ととされてお	た医療安全、もって安心 号)におい 都道府県等 の他の医乳	に資する医 かつ質の i て、「国並び す。 」)は、医 の安全の 3年の医療	高い医療サー に都道府県 の安全に関 確保に関し 法改正によ	ービスの提 県、保健所を 引する情報の 必要な措置
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	りを 施策大目標 3	推進するこ 利用者の い医療サ	さ 視点に立っ ービスの扱	った、効率 提供を促進	的で安心が	の健康づく
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等によ ヒューマンエラーの することで、医療事故を図る。 《租税特別措置等によ 医療安全に資する記 《政策目的に対する租 ヒューマンエラーの することで、医療現場 又は万ーヒューマン 境が整うことで、安	防止に配慮を防止し、も る達成目標 医療機器等 税特別配をが が止いてが がこれう一が	した医療安かに係る測定の国内販売でいるでは、の国内販売では、日本にのでは、日本にの機器は、日本にの機器は、日本にの機器は、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に	全に資するに資するに登場である。 「おります」では、日本の	、医療サート よる寄与》 機器等の則 ニューマンエ につながり	ジスの提供
8	有効性 等	① 適用数等	本制度の適用者を機器等を販売の国内の対象となる医療機器・リンのでは、カーリンがポンプ生体情報が設定では、対象医療機器・シリンがポンプ生体情報が対象となるといる。 サール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表完会社及 販売額より 資する医卵 H20 年度 5,466 15,952 8,309 480 707 1,106 ンジポンガ 対販売台より、そ	び「薬事エリ推計した: 療機器等の H21年度 5,473 20,611 9,067 1,071 1,707 1,062 及び分娩監より、自動動を	二業動態調 結果、本 国内販売台 5,459 22,745 9,897 1,411 2,350 1,096 視装置し機	査(厚生学制度の租税 数は以下の ※ H23年度 2,340 18,350 10,807 1,385 1,986 1,328 事工業生 調剤誤認	労働省医政 特別措置の かとおり。 単位:台数 H24年度 1,668 17,542 11,801 1,592 2,206 1,401 産動態調査 防止装置は
		②減収額	平成 20 年 1,311 (百万円) 平成 21 年 1,513 (百万円) 平成 22 年 1,685 (百万円)					

【厚労01】

	!	TI C 00 /T	4 F34 / (= T m) /	E 17 7. \	
		平成 24 年	1,934 (白万円) (見込み)	
	~ ## ##		此况 / / / 长 → 春 冊 冊	亚古 01 左连	亚什 00 左连\
	現 状况				
		整つことで、安心か	つ質の高い医療サー	ヒスか提供できて	こいる。
		《租税特別措置等	による効果・達成目標	の実現状況》(分	·析対象期間:平成 21
		年度~平成 23 年	度)		
		本制度の目標部	となる。というないできます。	器等における望	ましい普及目標台数
		の 80%を普及させ	ることであり、平成 22	年度における本	制度の延長を要望す
		る際、2年間の租物	寺期間中に即達成する	のは困難と見込	み、平成24年度末の
		各対象医療機器等	の目標普及割合は概	それ4~5割を目れ	票としたところ。現時点
		における普及台数	及び達成率の推計は	以下のとおり。	
		この指標より、全	全ての医療機器等にお	いては、平成 22	年に推計した普及率
		よりも本年度に推議	計した普及率が上回っ	ており、実際に図	医療機関における当該
		医療機器が普及し	ていること、それ相当	の需要が見込ま	れること、本制度を利
		用した医療機器の	普及効果や有効性が	確認できる。	
			税制優遇対象施設の H2	4 年度普及実績	導入が必要とされる
			対象施設での H15~24	普及率(%)	対象機器数(台)
			年度販売台数総計		
		人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830
		シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319
		生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830
		自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012
		調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012
		分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630
		注1)販売実績は、生体情報モニタは薬事工業生産動態調査より、それ以外は			
		対象機器販売会社の調査より推計。			
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象			
		期間:平成 21 年度~平成 23 年度)			
		医療機関の経営	に多大な影響が生じる	ることから、医療を	安全に資する機器等
		の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービ			
		スの提供が困難となる。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成23			
		年度)			
		医療の安全の確	保に関し必要な措置を	E講ずることは、E	医療法に明記された国
		及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も			
		需要な課題の一つ	である。本制度によっ	て、医療機器等	こ起因した医療事故
		等を一定程度防止	することが可能である	ことから、本制度	ξによって医療機関等
		の医療安全に資す	る医療機器等の購入	に係る経費負担	を軽減することは効果
		的である。			
相当性	① 租税特別	ヒューマンエラー	の防止に配慮した医	療機器等は割高	であり高価であるた
	措置等に	め、医療機関にお	けるそれらの導入を促	進するためには	、その経費負担を軽
	よるべき	減することが効果的である。			
	妥当性等	また、上記の政策	策目標を達成するには	は、一定の基準を	満たす主体に対し、公
		平・中立に投資促	進等のインセンティブを	を講ずることが適	当であることから、個
	相当性	相当性 ① 租税特等を 割	日標の実現状況 ドューによっているのでは、	平成 24 年 1,934 (百万円) (平成 24 年 1,934 (百万円) (見込み)

	別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税
	制により措置することが適当である。
0 /h O + +=	平成 16 年より、(公財) 日本医療機能評価機構においては、医療法
②他の支援	一次には、イング、インガンは本色が機能計画機構においては、医療なり、施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等
措置や義	を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施して
務付け等	いるところ。
との役割	また、平成 13 年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワ
分担	一クショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安
	全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する計 議・検討を行っているところ。
	磯・快討を行っているとこつ。 さらに、平成18年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措
	置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理
	対策が評価されているところ。
	これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化
	を図り、安心で質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本
	税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが
	起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等 の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において
	定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としものであ
	る。
	これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を
	総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安
	心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。
③ 地方公共	_
団体が協	
力する相	
当性	
10 有識者の見解	平成 13 年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」におい
	て、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つ
	であることが指摘されており、平成17年6月には、安全な医療の提供と、患者、
	国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課題と
	施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げ
	られたところ。
	さらに、平成 19 年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全
	管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策
	定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの
	医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。
11 前回の事前評価又は事	_
後評価の実施時期	

【厚労02】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長				厚生労働省
税目	所得税、法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			-
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている	■説明なし	0
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	■把握なし	0
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり	■説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	■予測なし	0
⑦ 減収額の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし)	■把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり	■説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
(3) 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	0
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない □説明あり	■説明なし	*

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を示す必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(医療機器購入 金額)は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措 置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難 であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設 定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ④⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される設備数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
 - (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績】

① 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる 次の点検項目についても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供)の実現状況について、「対象となる高額医療機器総額」を記載して説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点

検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(近代的な医療用機器を広く普及させ、医療 用機器の整備促進を図り、高度な医療を提供)の実現状況について予測されていな いため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入を促進するためには、経費負担の軽減が効果的」と説明されているが、予算措置等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行う等により、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

財務省の「租税特別措置法の規定による増減収額試算」からの抜粋である。 H24年 137 億円(医療安全に資する医療用機器等と高額な医療用機器に関する特別償却の減

H24年 137億円 (医療安全に資する医療用機器等と高額な医療用機器に関する特別償却の制収額 (租特法 12条の2、45条の2、68条の29))

H23 年 130 億円 (同) H22 169 億円 (同)

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

同様の政策目的に係る他の支援措置はない。

⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

和税特別措置等に係る政策の事前評価書

	·	祝特別措直等に係る	の政束の言	并别计叫音	
1	政策評価の対象とした	高額な医療用機器に	関する特別	別償却制度の適用期	月限の延長
	租税特別措置等の名称	(国税8 所得税:			
2	要望の内容	用機器(高度な医療 年以内のもの)を取 現行認められている と。	の提供に資 双得した場 が、この ま12条の 2	合に、取得価格の 制度を平成 25 年度 2 第 1 項第 1 号、第 4	等を受けてから 2 12%の特別償却が 以降も延長するこ
3	担当部局	厚生労働省医政局総	診務課		
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 54 年創設以 毎の延長。	降償却率・	取得価格の下限を	見直しながら2年
	1 2 2 3 2 1 1 1 1 1	年度	償却率	取得価格の下限	
		昭和 54 年(創設)	25%	800 千円]
		昭和 56 年	20%	1,100 千円]
		昭和 58 年	18%	1,400 千円]
		昭和 60 年	16%	同上 千円	
		昭和 62 年	同上	1,600 千円	
		平成元年	15%	同上 千円	
		平成3年	同上	1,800 千円	
		平成4年	同上	2,000 千円	
		平成5年	同上	2,200 千円	
		平成6年	14%	同上 千円	
		平成7年	12%	2,400 千円	
		平成9年	14%	4,000 千円	
		平成 11 年	同上	同上 千円	
		平成 13 年	同上	同上 千円	
		平成 15 年	同上	5,000 千円	
		平成 17 年	同上	同上 千円	
		平成 19 年	同上	同上 千円	
		平成 21 年 ※	同上	同上 千円	
		平成 23 年 ※	12%	同上 千円	
		な医療の提供に のものに限定。	資するも 長において	では、対象とする医の又は承認等を受け の以は承認等を受け では、償却率の見直 施。	けてから2年以内

適用又は	延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、 医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。 《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務と して、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」こ とが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対 し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努 めなければならない。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、 医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療機関における近代的な医療用機器の普及及び医療用機器の 整備促進を図ることにより、医学医術の進歩に即応した高度な医療 を適時に国民に提供することができるようになり、良質かつ適切な 医療が効率的に提供される体制が整備できる。
有効性 等	① 適用数等	租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。 平成21年度 545,446百万円 平成22年度 475,648百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」 から推計
-	②減収額	平成 24 年度 13,700 百万円の内数 *財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19~22年度) 近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。
	必等	等 及根 取に取のけ 達及指 かに取のけ 達及指 動

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 21~22 年度) 対象となる高額医療機器総額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」 から推計 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が 出る。
		《税収減を是認するような効果の有無》 国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。
9	よる	等にに応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する
	② 他の 措置 務付 との 分担	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	③ 地方 団体 カす 当性	が協 る相
10	有識者の見解	
	前回の事前評価 後評価の実施時期	

【厚労03】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	試験研究を行った場合	府省名	厚生労働省		
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	■拡充	□延長		□事後

点検項目		前	平価の気	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性	II.					•
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成される	ていない □	達成さ	られている	□説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		定性的	的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠	なし)	□定性的記述	□把握なし	*
⑤ 僅少・偏りのない	■説明あり				□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠	なし)	□定性的記述	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化]定量化	公(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	■定量化]定量化	ど(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	*
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■	■説明あ	5 9	□説明なし	

_	
	【課題の説明】
	本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
	なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」
	については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏
	まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

2008 年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る 控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加 割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げすることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)【別紙①】参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。 ただし、今回の「控除上限 20%-30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、 本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。 <本税度全体の適用数>

昨年度要望時の見込み → 今回要望時の実績及び見込み

平成 22 年度 8,727 事業年度 8,508 事業年度 平成 23 年度 6,485 事業年度 8,769 事業年度 平成 24 年度 6,660 事業年度 8,196 事業年度

また、「20%-30%」に係る適用数に偏りがないことについては、事前評価書「8. 有効性」の「①適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)【別紙①】参照。
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)【別紙②】参照。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%-30%」活用企業(下記(A))は、非活用企業(同(B))と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業① (A+B) 08 年度→11 年度試験研究費増減率

控除上限 20%-30%活用企業 (A) +9.1% 控除上限 20%-30%非活用企業 (B) +4.0% 研究開発税制非活用企業② ▲8.6% 全体 (①+②) ▲1.9%

20%-30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199 億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を 確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

平成 20 年度試験研究費 2 兆 3500 億円 × 5.1% = 1,199 億円 (2 兆 3500 億円 = 上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計) 対G D P 民間研究開発投資比率押上効果

1,199 億円/470 兆円 (平成 23 年度GDP 実績) =0.03%

② 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)

押上げ倍率及びGDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)については、【別紙③】参照。 また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、 単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

879 億円 / 470 兆円 (平成 23 年度GDP 実績) = 0.02%

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの5年間全ての試験研究費、税額控除実績(ゼロ含む)の 記載がある企業とした。

- 1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠
- ① 会社標本調査(国税庁)における適用数実績に対する平成24年度経済 産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率(アンダーライン)

大企業総額型 21 年度 6. 4%、 22 年度 6. 3% → <u>平均 6. 3%</u> 大企業上乗せ措置 21 年度 5. 5%、 22 年度 7. 7% → <u>平均 6. 6%</u> 中小企業総額型 21 年度 1. 1%、 22 年度 0. 9% → <u>平均 1. 0%</u> 中小企業上乗せ措置 21 年度 0. 7%、 22 年度 0. 3% → 平均 0. 5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

ı	Щ	
	大企業総額型	23 年度 2, 692 事業年度、 24 年度 2, 992 事業年度
		25 年度 3, 135 事業年度
1	大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、 24 年度 620 事業年度
		25 年度 695 事業年度
1	中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、 24 年度 3,783 事業年度
į		25 年度 3, 584 事業年度
	中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、 24 年度 801 事業年度
		25 年度 801 事業年度
	【総額型合計】	23 年度 6, 475 事業年度、 24 年度 6, 775 事業年度
į		25 年度 6, 719 事業年度

2. 「控除上限 20%-30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

- ① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果における20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。
 - ・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合 15% (アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案)
- ② 全体の 20%-30%適用数推計
 - ①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

- ③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合 18% (②の適用数が、全体の 18%であるため)
- ④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出24 年度 538 事業年度、 25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乗じて算出 21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、23 年度 1,110 事業年度
- ② 平成24年度以降の適用数推計に使う全体の20%-30%適用数の割合 29%(平成23年度の割合を準用)
- ③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出24 年度 1,110 事年度、 25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠 (試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査 (国税庁) の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別(大企業、中小企業)、類型別(総額型、上乗せ措置)に実施し、平成24年度及び25年度については、注釈のない限り、法人基本税率25.5%、総額型控除上限20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績(ゼロ含む)の記載がある企業とした。

① 会社標本調査(国税庁)における適用金額実績に対する平成24年度経済 産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率(アンダーライン)

大企業総額型 21 年度 13.5%、 22 年度 14.5% → 平均 14.0% 大企業上乗せ措置 21 年度 7.2%、 22 年度 26.2% → 平均 16.7% 中小企業総額型 21 年度 1.5%、 22 年度 1.3% → 平均 1.4% 中小企業上乗せ措置 21 年度 0.8%、 22 年度 0.1% → 平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

	徴を昇口		
-	大企業総額型	23 年度 360, 370 百万円、	24 年度 363, 920 百万円
į		25 年度 405, 227 百万円	
1	大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17, 211 百万円
i		25 年度 19,013 百万円	
1	中小企業総額型	23 年度 13, 112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
i		25 年度 12, 594 百万円	
1	中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
1		25 年度 467 百万円	
į	【合計】	23 年度 385, 740 百万円、	24 年度 393, 778 百万円
1		25 年度 437, 301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果
 - ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合

21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・ (A)

- ・法人税額に対する総額型控除実績の割合 21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型(推計)の割合 21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計 6% (未回答企業における法人税額に対する総額型の割合(C)が、回答 企業(B)の1/3~1/4のため)
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額(推計)に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出

21 年度 33,218 百万円、22 年度 44,805 百万円

総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合 総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円 21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)

(5) 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合 (E) の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから 平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

【厚労03】

⑥ 平成 24 年度及び 25 年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で 求めた総額型減収見込額に(F)を加味して算出

● 24 年度 総額型減収見込額

控除上限 30%時の見込額

363.920 百万円/ (1-12.5%) = 415.909 百万円

「20%→30%」部分

415,909百万円 - 363,920百万円 = 51,989百万円

● 25 年度 総額型減収見込額

控除上限30%時の見込額

405.227 百万円/ (1-12.5%) = 463.117 百万円

「20%→30%」部分

463, 117 百万円 - 405, 227 百万円 = 57, 890 百万円

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する 「20%→30%」の割合を算出。

> 21 年度 7.5%、22 年度 7.5%、23 年度 8.4%・・ (A) 3年間平均 7.7% · · · (B)

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21 年度 12,501 百万円、22 年度 16,456 百万円 23 年度 13.112 百万円 (推計) • • • (C)

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計(アンケート未回答企業含む)

 $(C) \times (A)$ 21 年度 941 百万円、 22 年度 1, 240 百万円 23 年度 1,096 百万円 (推計)

④ 平成 24 年度及び 25 年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算 「1」で求めた総額型減収見込額に(B)を加味して算出

● 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額

12,032 百万円 / (1-7.7%) = 13,038 百万円

「20%→30%」部分

13,038 百万円 - 12,032 百万円 = 1,006 百万円

● 25 年度 総額型減収見込額

控除上限30%時の見込額

12.594 百万円 / (1-7.7%) = 13.647 百万円

「20%→30%」部分

13,647 百万円 - 12,594 百万円 = 1,053 百万円

【別紙③】

研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

税制支援措置の効果

- ① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)
- → 研究開発税制による民間研究開発投資の押上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税 額の約1.41倍となる。

<押上げ効果の試算方法>

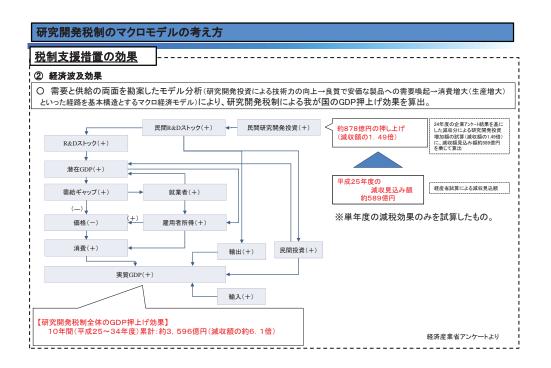
- 〇平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。
- ①研究開発費の押し上げ額:

{アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押上げ率}の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押上げ率 = ① ÷ ② = 大企業: 1.49(149%)、中小企業: 1.41(141%)

〇以上から、研究開発税制による研究開発投資の押上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41 倍と推計。



GDP押上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

			平成25年度			G D P 押上げ額 (経済波及効果)
	減収見込額	×	押上げ倍率	=	試験研究費 増加額	10年 (25~34年)
大企業	579		1. 49倍		863	3, 532
中小企業	11		1. 41倍		15. 5	64
合計	589		1. 49倍		878	3, 596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある 出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

【厚労03】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	租税特別措置等に係る政策の事前評価書					
1	政策評価	 の	対象とした	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除		
	租税特別	刂措	置等の名称	(国税 42)(所得税:他、法人税:義)		
2	要望の内	容		総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)		
3	担当部局	5		厚生労働省医政局経済課		
4	評価実施	晒時	期	平成24年9月		
5	租税特別	刂措	置等の創設	・増加型∶昭和42年度創設		
	年度及び	心	正経緯	·中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設		
				・特別共同試験研究に係る税額控除制度: 平成5年度創設		
				-総額型:平成15年度創設		
				- 高水準型: 平成20年度創設		
				・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2		
				年延長		
6	適用又は	+ 3TF	上 期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制		
0	週川入る	- 1=	12/9/101	度含む):期限なし		
				・増加型・高水準型:平成25年度末まで		
				「塩加至」同小年至、十成25年度不よし		
7	必要性	1	政策目的	 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
,	等	0	及びその	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。		
	77		根拠	2020年度までに、日氏日からに明光開光投資を日からに平元以上にする。		
			仅处	《政策目的の根拠》		
				「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」		
				(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)		
				(日本丹工我唱: 干灰27年 / 万阁城灰之 /		
	②政策体系		政策体系	(基本目標 I)		
			における	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
			政策目的	(施設大目標8)		
			の位置付	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図		
			(†	ること		
				○ (施策目標 I - 8 - 1)		
				新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図		
				ること		
		(3)	達成目標	 《租税特別措置等により達成しようとする目標》		
			及び測定	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)		
			指標	とする。		
			コロコホ			
				民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較		
				A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O		
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》		
				我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し		
				上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく		
				寄与することが可能。		
				1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 100		

o contract of the contract of	等 等		起用纵节	《総額型》 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計) ・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) 平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)							
				〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計) ・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】							
				業種名	適用企業数	(うち中小企業)					
				総計	158	22					
				化学	56	7					
				電気機器	25	3					
				精密機器 輸送用機器	14 12	2					
				機械	9	0					
				食料品	8	1					
				コム製品	7	2					
				情報·通信業	4	1					
				金属製品	3	1					
				その他	20	5					
				平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より							
		2	減収額	・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) く総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円)							

8 有効性 ① 適用数等 ・利用実績(うち、税法上の中小企業分)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 460億円(12億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

将来推計

〈総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)〉

平成23年度見込み 3,735億円(131億円)

平成24年度見込み 3,760億円(120億円)

平成25年度見込み 4.178億円(126億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉

平成25年度見込み 589億円(11億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年~平成 21 年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、 4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2005 年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17年~平成 21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率 となっている。

	要国位	マダ	GDP	早月	智研	空盟	発投	省ト	· 率 (単位	. 0%

	2005 年	2006 年	2007年	2008年	2009 年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
₩ # . OECD	[Main Sai	ance and T	oohno Logy	Indiantor	2012/01

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)

平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度~平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。」

〈控除上限型〉

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

- ・減収額:589億円程度
- ↓ (マクロモデルによる計算)
- ·GDP 押下げ影響:約3,596億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)

<今回要望:控除上限20%→30%>

- ·平成25年度減収額 (大企業 579 億円、中小企業11億円)
- ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

大企業:1.49 倍 中小企業:1.41 倍

研究開発投資押上げ額

大企業:863 億円(579 億円×1.49 倍) 中小企業:15.5 億円(11 億円×1.41 倍)

↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業:3,532億円 中小企業:64億円

			・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度 ~平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円
9	相当性①	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	・ 我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	3	地方公共 団体が協 力する相 当性	・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額 控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業 者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の 法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見	.fq	_
11	前回の事前 後評価の実	「評価又は事 発施時期	平成23年9月

【厚労04】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	中小企業者等の試験	府省名	厚生労働省		
税目	法人住民税				
区 分	□新設	■拡充	□延長		□事後

点検項目		評価	の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されて	こいない □達	成されている	□説明なし	*
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定位	生的記述	□説明なし	:
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定	量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定	量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	
税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり			■説明なし	*
② 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	*
租税特別措置等の相当性			,		
⑬ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	<u>;</u>
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策手	段はない ■説	月あり	□説明なし	:

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」 については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準(第1位) とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合いが高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げすることが有効であると考えている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。(アンケート調査より試算。) 研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5.198億円と推計される。

「大企業]

3,552 億円(平成 22 年度減収額) $\times 1.38$ 倍(平成 22 年度研究開発投資押上げ効果) = 4.901.76 億円・・・(A)

[中小企業]

174 億円(平成 22 年度減収額)×1. 70 倍(平成 22 年度研究開発投資押上げ効果)=295.8 億円・・・(B)

(A) + (B) =5,197.56 億円

これは、民間試験研究費約 12 兆円 (平成 22 年度実績額) を約 4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり(経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算)。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業: 579 億円 (25 年度減収見込額) \times 1. 49 倍 (研究開発投資押上げ効果) =863 億円

【厚労04】

中小企業:11 億円(平成25年度減収見込額)×1.41 倍(研究開発投資押上げ効果) =15.5 億円

【地方税】

地方税減収額:11 億円 (中小企業(国税)の減収見込額) ×0.173 (地方税に換算) =1.9 億円

研究開発投資押上額: 1.9 億円(平成 25 年度減収見込額) $\times 1.41$ 倍(研究開発投資押上げ 効果) =2.6 億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円(平成22年度実績額)をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

【厚労04】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		位位行が打します。示る以来の中的計画者							
	1	政策評価の対象とした	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置						
		租税特別措置等の名称	(地方税 43)(法人住民税:義)						
	2	要望の内容	·制度概要						
			法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を						
			行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の						
			税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税						
			標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税						
			標準となる。)						
			·要望内容						
			国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→3						
			0%)の地方税への適用						
	3	担当部局	厚生労働省医政局経済課						
	4	評価実施時期	平成24年8月						
-		和郑柱미世무ᄷᄌᅀᆜᅙ							
	5	租税特別措置等の創設	昭和60年度 創設(税額控除率6%)						
		年度及び改正経緯	昭和63年度 2年間延長						
			平成2年度 3年間延長						
			平成 5 年度 2 年間延長						
			平成7年度 2年間延長						
			平成 9 年度 1 年間延長						
			平成10年度 税額控除率の拡充 (6%→10%)						
			平成 1 1 年度 1 年間延長						
			平成 1 2 年度 1 年間延長						
			平成 1 3 年度 1 年間延長						
			平成 1 4 年度 1 年間延長						
			平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)						
			税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%))						
			平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充						
			税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%))						
			平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の						
			10%超過に係る税額控除の選択制の追加						
			平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)						
			平成24年度 2年間延長(同上)						
	6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制						
			度含む):期限なし						
			・増加型・高水準型:平成25年度末まで						
F	7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
		等 及びその	1 日本 1 日本						
		根拠	ZUZU平度までに、目氏合わせに研究開発投資をGDP 氏4%以上にする。						
			《政策目的の根拠》						
			「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」						
			(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)						

				「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」
				(日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
		2	政策体系	(基本目標 I)
			における	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
			政策目的 の位置付	(施設大目標8)
			け	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を
				図ること
				(施策目標 I -8-1)
				新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1
			指標	位)とする。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押
				し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性	1	適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。
	等			
				国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)
				平成21年度 7, 172事業年度(4, 411事業年度) 平成22年度 8, 508事業年度(5, 313事業年度)
				【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】
				(参考)
				国税(総額型)における利用実績
				平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)
				平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)
				【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】
				国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績
				平成21年度 1, 127事業年度(733事業年度)
				平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)
				【経済産業省企業アンケート調査より推計】
				国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合
				国代及び争位付(地方代)を利用したことがめる中小正案の割占 平成21年度 51.1%
				平成22年度 50.7%
				【工业人类产量、/ Langt 体 B L L 体 L 】
				【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。

本租特における利用実績

平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術 基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることか ら、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

工な未住の本位行門用夫債							
	平成20年度	平成21年度	平成22年度				
金属製品工業	11. 8%	9. 7%	6. 3%				
精密機械工業	11. 8%	11. 1%	8. 5%				
化学工業	8. 2%	8. 3%	12. 7%				
輸送用機器工業	8. 3%	6. 9%	4. 2%				
食品工業	7. 1%	8. 3%	4. 2%				
電気機械工業	5. 9%	5. 6%	12. 7%				
卸売·売業	5. 9%	8. 3%	4. 2%				
ソフトウエア業	3. 5%	2. 8%	4. 2%				

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000~2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3.726億円(174億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考)国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2.432億円(125億円)

平成22年度 3.502億円(165億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査」より推計】

③ 効果・達成 目標の実 現状況

③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年~平成 21 年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、 4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

工文目67月45日前76月7日 (中世:767							
	2005 年	2006年	2007年	2008年	2009 年		
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36		
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70		
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56		
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90		
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85		
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92		
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25		
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26		
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82		
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26		
The confirm of the co							

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資が対策の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17年~平成 21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率となっている。

	2005 年	2006年	2007年	2008年	2009 年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

1.31

1.77

0.61

1.33

1.86

0.65

1.39

1.91

0.67

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)

1.33

1.78

0.55

增加型·高水準型相当分:

フランス

ドイツ

イタリア

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度~平成34年度までの10年間とした。)

・平成25年度地方税における減収額 1.9億円

1.31

1.74

0.55

- ↓ (マクロモデルによる計算)
- ·10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

				上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度~平成34年度の累計)は約11.1億円			
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度)			
				経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)			
				研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】			
				平成25年度減収額			
				(大企業579億円、中小企業11億円)			
				→ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果			
				大企業:1.49 倍			
				中小企業:1.41 倍			
				・研究開発投資押上げ額			
				大企業:863 億円(579 億円×1.49 倍)			
				中小企業:15.5 億円(11 億円×1.41 倍)			
				↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)			
				大企業:3,532億円			
				中小企業:64億円			
				・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度			
				~平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: 3,596億円			
				※地方税部分(要望措置の適用時)			
				·平成25年度国税減収額 11億円			
				↓ 地方税に換算: 0.173 倍			
				・平成25年度での地方税減収額:1.9億円			
				↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41 倍			
				·研究開発投資押上げ額: 2. 6億円(1. 9 億円×1.41 倍)			
				↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算):11. 1億円			
				・10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約1			
				1. 1億円			
9	相当性	1	租税特別	・我が国においては、			
			措置等に よるべき	①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が 高く(75.3%。 主要国中トップ)			
			妥当性等	②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、			
				③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。			
				すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自			
				らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のあ る自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から			
				る日主的な研究用光を促進することが、成長力・国际競争力強化の観点から 極めて重要である。			

				研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あ
				ふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言え
				ప .
				予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者
				及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階
				における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政
				策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進すること
				により、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適
				切と考えられる。
		2	他の支援	予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者
	措置や義			及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階
	務付け等			における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅
			との役割	広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。
	分担		分担	また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積
				極的な支援が行われている。
	③ 地方公共		地方公共	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によ
			団体が協	って全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。
			力する相	本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇すること
			当性	により、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地
				域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実
				現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組
				むに値する特例措置となっている。
10	有識者σ)見	解	_
11			評価又は事	平成23年度
	後評価の)実	施時期	

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1)本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度 における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は 以下のとおり算出された。

平成21年度 4,411事業年度 × 51.1%

= 2,254事業年度

平成22年度 5,313事業年度 × 50.7%

= 2,693事業年度

(2)地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円 平成24年度減収見込額 12,032,000千円 平成25年度減収見込額 12,594,000千円 この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を 試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 <u>23億円</u>(2,268,376千円) 平成24年度減収見込額 <u>21億円</u>(2,081,536千円) 平成25年度減収見込額 <u>22億円</u>(2,178,762千円)

(3) 平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20% \rightarrow 30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり 試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1. 9億円 × 1. 41倍 = 2. 6億円

さらにGDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における 10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。

【厚労05】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置				厚生労働省
税目	相続税、贈与税				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目		評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性							
① 政策目的の根拠・ 策体系での位置付				■明らかでない	0		
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定 標	指■定量化	□定性	的記述	□説明なし	0		
⑥ 適用数等の将来予	則 ■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし			
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量	化(根拠なし)	□予測なし			
租特の効果・達成 ⑩ 標の実現状況の将 予測				□予測なし	0		
② 税収減是認の効果 将来見込み	の■説明あり			□説明なし	0		
租税特別措置等の相当性							
③ 租特の手段をとる 要性・適切性	単説明あり			□説明なし			
(4) 他の政策手段との 割分担	役■他の政策	手段はない □説明	あり	□説明なし			

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙)参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ① 政策目的(円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する)の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行)については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(持分のない医療法人への移行数)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行)の実現状況の将来予測について、「本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人へ移行する」と説明しているが、租税特別措置等の効果を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

和税特別措置等	に依ろ跡	第の事前証価書
	しまる。以	鬼い 争 川 計 川 吉

1	政策評価の対象とした	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
	租税特別措置等の名称	(国税4)(相続税:他)(贈与税:他)
2	要望の内容	持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない
		医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設す
		る 。
		(1)移行期間中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に
		係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、
		相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第 66
		条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要
		件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は
		猶予税額を免除する。
		ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移
		行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)
		を納付しなければならないこととする。
		(2) 相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存
		出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予すると
		ともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件
		を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。
		ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移
		行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税(年
		3.6%)を納付しなければならないこととする。
		併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)に
		ついて、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、
		残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとす
		る 。
		(課税判定時期等について)
		残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定につい
		ては、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案
		して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合
		は、残存出資者に対するみなし贈与の課税はしない等の取扱いとする。
		※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その 定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散
		時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲につい ・
		て、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。

3	担当部局			厚生労働省医政局指導課			
4	評価実施時期		期	平成 24 年 8 月			
5	年度及び	改		新規			
6	適用又は	延	長期間	3年間(平成 25 年 4 月1日~平成 28 年 3 月 31 日)			
7	等	(政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。 《政策目的の根拠》 医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成18年に医療法を改正し、平成19年4月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付			
		2	政策体系における政策目的の位置付け	けている。 (基本目標 I)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること			
		®	達成目標という。	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。 移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行し、医業を継続することを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の12.7%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則としてすべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現し、地域において医療を継続的・安			

【厚労05】

				定的に提供することができる。	
				※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師	
				会・四病院団体実施) 以下「アンケート結果」という場合は同じ。	
8	等	1	適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約300法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該300法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に出資者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ10法人が本要望措置の適用を受ける見込み。	
		2	減収額	平年度 167 百万円 (算定根拠別紙)	
		3	効果・達成 目標の実	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年~平成 27 年)	
			現状況	平成 23 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への	
				移行数は 49 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するた	
				め、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要 がある。	
				持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則とし	
				てすべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出	
				資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制	
				を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、	
				持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。	
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 25年~平成 27年)	
				アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。	
				持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している 途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出 資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれが ある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄す る可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことにな る。	
					また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。

				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 25 年~平成 27年)
9	相当性	1	租税特別措置等によるべき妥当性等	アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおよそ10法人であるが、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながる
				ものではなく妥当である。 出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっている ため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	医療提供体制のより安定的な確保に資するため、医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある 医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	_
10	有識者の	D見	解	
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			

医業継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

[適用対象見込数]

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数 持分あり医療法人数 42,245

うち一人医師医療法人数 35,589

上記以外 6,656

※ 平成 24 年 3 月 31 日現在 (厚生労働省医政局指導課調べ)

- ・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)(以下「調査」という。)によると、病院を経営する持分あり医療法人(以下「病院経営医療法人」という。)及び診療所を経営する持分あり医療法人(以下「診療所経営医療法人」という。)のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ 33.8%、5.1%。
- ・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人(一人医師医療法人を除く)とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人(一人医師医療法人)として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人 6,656 法人×33.8%=2,250 法人

診療所経営医療法人 35.589 法人× 5.1%=1.815 法人 計 4.065 法人

〇持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

- ・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。
- ・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人について は、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。
- ・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で7.2%、診療所経営医療法人で5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人 2,250 法人×7.2%=162 法人

診療所経営医療法人 1,815 法人×5.6%= 102 法人 計 264 法人

〇本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で5人、診療所経営医療法人で3人であるので、死亡率(9.9/1000:平成23年人口動態統計)から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人 162 法人×5 人×9.9/1000 ≒8 法人

診療所経営医療法人 102 法人×3 人×9.9/1000≒3 法人 計 11 法人

※なお、同一年度に2人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

[減収見込額試算]

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人 172.400,000 円

診療所経営医療法人 39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数)×出資者一人当たり純資産額×相続税平均税率(11.2%)(※)とすると

※「税務統計(相続税関係)(平成22年度)」(国税庁)から、納付税額(11,753億円/課税価格(104.630億円)=11.2%)

病院経営医療法人 8 人×172,400,000 円×11,2%≒154 百万円

<u>診療所経営医療法人 3 人× 39,812,799 円×11.2% ⇒ 13 百万円</u> 合計 167 百万円

[持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数]

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行うと見込まれる法人数

減収見込み額試算により、

持分あり医療法人(一人医師医療法人除く)・・・162法人

持分あり医療法人(一人医師医療法人)・・・・102 法人 計 264 法人・・・①

〇出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人数

- ・加えて、<u>出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例</u>により、持分あり医療法人の うち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、<u>移行検討の定款変</u> 更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むも のと考えられる。
- ・「持分のある医療法人アンケート集計結果」(平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会)によると持分あり医療法人のうち (可能であれば) 出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人/85 法人=24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人 (移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人を除く) のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人 $(2,250-162)\times24.7\%=516$ 法人 診療所経営医療法人 $(1.815-102)\times24.7\%=423$ 法人 計 939 法人

・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、 出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行う までに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられ る。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人は、

<u>病院経営医療法人数</u> 516 法人×平均出資者数 5 人 ×死亡率 9.9/1000 ⇒ 26 法人 診療所経営医療法人数 423 法人×平均出資者数 3 人 ×死亡率 9.9/1000 ⇒ 13 法人

計 39 法人…②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数 (①+②)

264 法人+39 法人=303 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

・移行検討の定款変更を行った法人は、3年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定いると 303 法人÷3=**101 法人**

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、

1年以下 77法人 1年超2年以下 46法人 2年超3年以下 12法人 3年超 8法人

【厚労06】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設				厚生労働省
税目	所得税、法人税、相続	税、法人住民税、事業	税		
区分	■新設	□拡充	□延長	[□事後

		点検項目	評価の実施状況				
租	税物	特別措置等の合理性					
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け □明らか ■明らか						0
租	税物	特別措置等の有効性		-			
	③ 達成目標及び測定指標		■定量化	□定性的記述		□説明なし	0
	6	適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
	8	減収額の将来予測	■定量化	□定量	化(根拠なし)	□予測なし	
	10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0
	12)	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0
租	税物	寺別措置等の相当性					
	13)	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	0
	(14)	他の政策手段との役 割分担	□他の政策	F段はない ■説明	あり	□説明なし	

- 「〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙)参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ① 政策目的(救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る)の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(社会医療法人に対する寄付金額が増加)については、 目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況に なれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることか ら、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(社会医療法人における年間寄付金収入額)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「将来の見込み】

- ② 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間に おける適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(社会医療法人に対する寄付金額が増加)の 実現状況の将来予測について、「1法人あたり約75万円、年間約1億5,000万円を 上回る寄付金が見込める」と説明しているが、租税特別措置等の効果・達成目標の 実現状況を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定 指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説 明する必要がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「地域住民に必要不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当」と説明されているが、想定できる他の制度(補助金、交付金、助成金、負担金等)と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	近次内が旧位すにはる数米の予約日間目							
1	政策評価の対象とした			社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設				
	租税特別措置等の名称			(国税6)(所得税:他)(法人税:義)(相続税:他)				
				(地方稅6)(法人住民稅:義)(事業稅:義)				
2	要望の内	容		社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。				
				・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金について所得控除あるいは税額控				
				除を行う。				
				・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限				
				度額とは別に損金算入する。				
				・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。				
3	担当部局			厚生労働省医政局指導課				
	,,,							
4	評価実施時期			平成24年8月				
5	租税特別措置等の創設			新規				
	年度及び改正経緯			<i>年</i> 5 # 翠				
6	適用又は延長期間			恒久措置				
7		1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその	救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法				
			根拠	人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。				
				株で図る。 《政策目的の根拠》				
				社会医療法人は、平成 18 年医療法改正において、公立病院改革が進む				
				中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等				
				確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。				
				(寄附税制関連法律)				
				所得税(所得税法第78条)				
				法人税(法人税法第37条)				
		_	ルか 4 ズ	相続税(租税特別措置法第70条)				
		(2)	政策体系における	(基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること				
			政策目的	(施策大目標)				
			の位置付	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること				
			け	(施策目標)				
				1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備				
				すること				
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
			及び測定 指標	当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、 社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要不可欠な地域医療を継				
			7日 1示	私会医療法人の経営基盤が女正し、地域住民に必要不可欠な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。				
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》				
				社会医療法人における年間寄附金収入額。				
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》				
				社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に				

				真に必要な医療提供体制が確保できる。
8	等	1	適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59 法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が 見込める。
		2	減収額	45百万円(算定根拠別紙)
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月) 平成25年度の社会医療法人推計数204法人に対して、1法人あたり約75万円、合計年間1億5,000万円を上回る寄附金が見込める。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(税収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	地域住民に必要不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤 の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措 置を講じることが政策として適切である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		3	地方公共 団体が協 カする相 当性	_
10	有識者の見解			-

【厚労06】

11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期

減収見込み算定資料

【前提条件】

○寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金 20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり 348,956 円 個人からの寄附金 23,784,000 円 (461 件)

- ○個人からの寄付財産額のうち、90.3%が相続財産以外で個人が得た所得を原 資とするものとみなす 21.476.952 円 (416 件) 1 件あたり 51.627 円
- ○個人からの寄付財産額のうち、9.7%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,307,048 円 (45 件) 1 法人あたり 39,103 円 (平成 24 年度予算における歳入総額に占める所得税(14.9%)と相続税(1.6%)の比率により算出)
- 寄附をする者の所得税率:33% (課税所得900万円超~1,800万円以下と仮定)
- ○寄附をする者の相続税率:10%(相続財産額:1.000万円以下と仮定)
- ○社会医療法人数

平成 22 年 3 月末 8 5

平成23年3月末 120

平成24年3月末 162

平成25年3月末 204 (見込み※)

※平成23年3月末→平成24年3月末と同数増加すると仮定

【減収見込額】

- (1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入 348,956 円×0.255 (法人税率)×204=18,152,691 円
- (2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除
- (51,627 円-2,000 円) ×0.33(所得税率)× $208\div59$ ×204=11,778,052 円 社会医療法人に寄附をした者の税額からの寄附金控除
- (51,627 円-2,000 円) ×0.4 (控除率) ×208÷59×204=14,276,426 円 ※ 半数が税額控除を選択すると仮定
- (3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税 39,103 円×0.1 (相続税率) ×204=797,701 円

減収見込額合計 45,004,870円

【厚労07】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	社会医療法人認定取消	府省名	厚生労働省		
税目	法人税、法人住民税、				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

		点検項目	評価の実施状況									
利	1税	寺別措置等の合理性										
	1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	□明らか	□明らか								
利	1税4	寺別措置等の有効性										
	3	達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的記述			□説明なし	0				
	6	適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根	と拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0				
	8	減収額の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし					
	10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	0				
	12	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり□説明なし									
利	1税4	寺別措置等の相当性										
	13	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし					
	14)	他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段はない □説明あり □説明なし									

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ① 政策目的(社会医療法人の経営の安定化を図ることにより地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する)の根拠法令等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを明らかにし、説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「将来の見込み】

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間に おける適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する)の実現状況の将来予測について、定性的に「当該措置により納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

和税特別措置等に係る政策の事前評価書

			11	祝特別措直等に係る政策の事前評価書						
1			対象とした	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し						
	租税特別]措	置等の名称	(国税5)(法人税:義)						
				(地方税5)(法人住民税:義)(事業税:義)						
2	要望の内	容		社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の						
				規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益						
				事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が						
				取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算						
				上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。						
				この規定から医療法人を除外し、過年度分の所得には課税しない措置に改						
				めることによって、社会医療法人の経営の安定性を確保する。						
3	担当部局	5		厚生労働省医政局指導課						
4	評価実施	時	期	平成24年8月						
5	租税特別 年度及び		置等の創設 正経緯	新規						
6	適用又は	は延	長期間	恒久措置						
7	必要性 等	1	政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割 を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質か つ適切な医療を継続的に供給する。						
							《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成 18 年医療法改正において、公立病院改革が進む 中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等 確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。			
	G		政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備 すること						
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けること により、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。						
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数						
		«ī		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要不可欠な医療を継続して提供できる。						

8	有効性等	1	適用数等	これまで社会医療法人の認定を取り消された事例はないものの、法人自らが 社会医療法人から撤退しようとする場合の他、地域の医療ニーズの変化など
	**			外的な事情で救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなることにより、社
				会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		2	減収額	315百万円(算定根拠別紙)
		3	効果・達成 目標の実	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~) 遡及して課税しない措置に改めることにより、社会医療法人の経営継続の
			現状況	安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成2 5年4月~)
				認定取消の際に、毎年積み重なっていく利益に対して一括課税措置がなさ
				れることにより、年々倒産の危険性が増していく。当該措置により納税による 経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~)
				一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成25年4月~) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の 高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安
				定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本措置は、社会医療法人の法人税非課税措置に伴う遡及課税の見直しを 行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別 措置によるべき制度である。
		2	他の支援	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っている
			措置や義 務付け等 との役割 分担	が、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		3	カゼ 地方公共 団体が協	-
			力する相当性	
10	有識者の) 見		-
11	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	

【厚労07】

社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し 減収見込み額

社会医療法人の年平均本来業務事業利益

308,781千円

年間1法人が認定取消を受け、遡及期間を4年間とすると 308,781千円 \times 1法人 \times 4年 = 1,235,124千円

法人税額

1, 235, 124千円 × 25.5% = 314, 957千円

【厚労08】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	社会保険診療報酬の所	府省名	厚生労働省		
税目	所得税、法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題					
租税特別措置等の合理性			-					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか □明らかでない							
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている ■説明なし							
租税特別措置等の有効性								
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0					
④ 適用数等の実績把握	適用数等の実績把握 ■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述		0					
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり	■説明なし	0					
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	■予測なし	0					
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし						
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし)	■予測なし	0					
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし						
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0					
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0					
⑩ 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0					
租税特別措置等の相当性								
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし						
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない □説明あり ■説明なし							

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き 実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(税務に係る事務処理の負担を軽減する)については、 目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況に なれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることか ら、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(事務処理の負担が軽減された医療機関の割合)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 適用数の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4 割」と説明されているが、想定した適用数と過去の実績とが比較されていないため、 適用数が想定外に僅少で偏りがないことを適切に分析し、説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績】

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用数について、30,192 件と記載しているが、示されている数値が過去又は将来のいずれの説明であるか不明であり、また、単年度のみの説明であることから、分析対象期間における適用数の実態について、年度及び算定根拠を明らかにして説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、医療経済実態調査等より推計 と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式 及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計算式及 びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(税務に係る事務処理の負担を軽減する)の 実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込み を明らかにする必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)平成22年 256億円平成23年 245億円(※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より)

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないため、本制度は有効に活用されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

会保険診療報酬 ・、所定の計算に る特例措置につ の対応を検討す							
、所定の計算に る特例措置につ							
、所定の計算に る特例措置につ							
る特例措置につ							
の対応を検討す							
社会保険診療報酬の所得計算の特例							
医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬							
が 5,000 万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわ							
らず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定							
の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる							
概算経費率							
7 2 %							
7 0 %							
6 2 %							
5 7 %							
厚生労働省医政局総務課							
平成 24 年 8 月							
昭和 29 年創設							
昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し)							
昭和 63 年見直し(5,000 万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)							
恒久措置							
《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》							
は医療を効率的							
個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的 に提供する体制の確保を図る。							
の責務として、							
」ことが規定され							
民に対し、良質							
めなければなら							
民の健康づくり							
本制を整備する							
子言に正用する							
効率的に提供で							

			\+ -b = !=	MATERIAL PROPERTY AND A STATE OF THE STATE O
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な 事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の 医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営 の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提 供できるようになる。
8	有効性等	1	適用数等	30,192 件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業 の実態」から推計
		2	減収額	250 億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算(平成 24 年 8 月参 議院・予算委員会資料)」より
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年~平成 22 年) ※平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成 17 年 42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年~平成 22 年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合 は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、 特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調 査)
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域医療の担い手である小規模医療機関が、税務に係る事務処理に追われ、医業に専念できる環境でなくなるため、地域医療の質の低下を招き、ひいては、地域医療の存続が危うくなり、国民が質の良い医療を日常圏内で享受することが困難となる。

				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 20 年) 平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の 者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住 民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することに より、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとな っている。
9	相当性 ① 租税特別 措置よるべき 妥当性等 ② 他の支援 務付付役割 分担 ③ 地方公共		措置等に よるべき	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は 医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識 を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負 担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利 用できる本措置が妥当である。
			措置や義 務付け等 との役割 分担	
	団体が協 力する相 当性			
10	1			
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			平成 23 年度事後評価

【厚労09】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	エネルギー環境負荷低 却又は法人税額の特別	府省名	厚生労働省		
税目	法人税、法人住民税、	事業税、所得税			
区分	□新設	■拡充	□延長		□事後

点検項目	評価の実施状況								
租税特別措置等の合理性									
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか □明らかでない								
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている ■説	明なし ※							
租税特別措置等の有効性									
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述 □説	明なし ⑧							
④ 適用数等の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 ■把	握なし ※							
⑤ 僅少・偏りのない	□説明あり	明なし 🛞							
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 □予	測なし							
⑦ 減収額の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) ■把	握なし ※							
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □予	測なし ※							
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり□把	握なし ⊗							
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり □予済	測なし ⊗							
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり□説	明なし							
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり□説	明なし							
租税特別措置等の相当性	-								
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり□説	明なし							
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり □説	明なし							

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。「②」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量)は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかする必要がある。
- (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- (5) 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが (<点検結果表の別紙 >④参照)、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
- (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績】

- ① 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

「将来の見込み】

- ② 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑩ 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれる」と説明しているが(<点検結果表の別紙>⑩参照)、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注	: 7	背景	にあ	る政	策の	今日的	内な	「合	理性」	につい	17	は、	評価	書の	説明	では	課題	がる	タられ	れた	ŧ
	0)	の、	点検	過程	で新れ	たにぇ	さ行	れた・	<点核	6 結果	長の	別紙	>0	説明	も踏	まえ	ると	, 2	その)	説明	•
	分	折に	:不十	分な	点は	認めに	うれる	ない。													

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010 年度の新エネ導入量 110 原油換算万 kl の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010 年度の導入実績は太陽光発電設備が約 15 原油換算万 kl、風力発電設備は約 37 原油換算万 kl となっており、合計約52 原油換算万 kl である。(2007 年時点の導入実績は太陽光発電設備が約 7.5 原油換算万 kl、風力発電設備が約 26 原油換算万 kl)

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010 年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で 事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等により達成しようとする目標≫欄への補足説明)

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、 革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の適用実績は、以下のとおりとなっている。(詳細は別紙参照)

取得価	額(百万円)	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38, 749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18, 051	24, 921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【厚労09】

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づ く販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用

数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握(評価書中82)「減収額」欄への補足説明)

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、 経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化して いる。

③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中83≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査(約1,600社対象)を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査(約1,600 社対象)を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

	中小企業							
(平成23年度減収額 :百万円)	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償却 実施額	特別 償却額	減収 見込額
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	1815.9
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	10842.4
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	12658.3

		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
試算の前提条件	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07	
	大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	たなきに のせるしょ	
1	放策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税
	位がはかは自分の行う	額の特別控除(グリーン投資減税)
		(国税41)(所得税:他)(法人税:義)
		(地方税41)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	〇次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。
		対象設備: 熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。
		(現行制度) (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション 設備とガスヒートポンプが含まれる。)
		〇次の設備を対象設備に追加する。
		(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。
		①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備
		(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。
		④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧ プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装
		置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)
		〇税額控除制度を以下のように変更する。
		(1)太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備 向け
		対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率:「7%」を「15%」に変更。
		(2)その他の設備向け
		対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。
		〇エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。
		「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。
		〇適用期限を延長する。
		現行制度は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで(太陽 光発電設備、風力発電設備については、平成 25 年 3 月 31 日まで) が適用期限となっている。この期限を延長し、平成 25 年 4 月 1 日

				から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間の措置とする。						
3	担当部局	3		厚生労働省医政局指導課						
4	評価実施	10時	期	平成 24 年 8 月						
				亚式00左车 剑乱						
5			置等の創設	平成 23 年度 創設						
	年度及び	小以	止栓桿	平成 24 年度 一部改正 - 大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大陽・大						
				太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受						
	`* = = - /-	L 7:T	F #088	けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長						
6	適用又は	人延	技 期间							
_	小冊林		The State Control	(現行:平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)						
7	必要性 等	1	政策目的 及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進とい						
	₹		根拠	コネルヤー利用効率の同主、非化石エネルヤーの開発や利用の促進さい。 った、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネ						
			化炒	かだ、エイルヤーの高度利用やエイルヤー源の多様化・分散化を推進し、エイ ルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への						
				適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を						
				適合というに国家的な味趣に対応しょう、国际的に競争力のめる程度治動を 持続させることを目指す。						
				エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内						
				容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなけ						
				ればならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現する						
				こととなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。						
				[3つの改革]						
				①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、						
				省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)						
				②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転						
				換)						
				③多面的なエネルギー・環境の国際貢献						
				《政策目的の根拠》						
				日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)(P. 8~9 該当)						
				「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エ						
				ネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援してくことが必要である。						
				(中略)コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の						
				可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システム						
				の脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた						
				政策展開が必要である。」						
		2	政策体系	(基本目標 I)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進						
			における	すること						
			政策目的	(施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること						
			の位置付	(施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる						
			け	体制を整備すること						
		3								
			担保							
				②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転						
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 [3つの改革] ①ウリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)						

【厚労09】

				換)
				③多面的なエネルギー・環境の国際貢献
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				・省エネルギー効果
				(2010 年比 19%以上の削減)
				・再生可能エネルギー導入量
				(発電電力量に占める割合:25%以上)
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再
				生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生
				可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結
				論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とす
				る。
8	有効性	1	適用数等	適用事業者数(見込み)
	等			平成 24 年度(見込み) 約 66,000
				平成 25 年度(見込み) 約 100,000
				平成 26 年度(見込み) 約 126,000
				平成 27 年度(見込み) 約 148,000
				(経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。)
				※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務
				関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっ
				ている。
		2	減収額	平成 24 年度 402 億円
				平成 25 年度 462 億円
				平成 26 年度 524 億円
				平成 27 年度 572 億円
		(3)	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)
			目標の実	
			現状況	東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、
				省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向け
				た取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も
				数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生
				可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進ん でおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・
				であり、桐来として、エイルギーの高度利用やエイルギー源の多様化・ 分散化の推進が実現されている。
				M K I I I I I I I I I I I I I I I I I I
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23
				年度)
				グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投
				資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に
				関連して、CO2 削減効果の高い設備について、3 年間で CO2 削減効果が 1.5
				万トン以上の効果、という目標を設定していた。
				しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及び CO2
				削減目標についての見直しがなされいる状況である。
	1			

				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)
				グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)
				上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。 一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。
				また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率
				以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に
				照らし必要最小限の措置としている。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	【関連する他の支援措置の内容】 税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー 減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度
				【他の支援措置との役割の違い】 予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で 1 基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。

		3	地方公共	_
			団体が協	
			力する相	
			当性	
	+=++ + -			
10	有識者の見解		胖	_
-11	前回の事前評価又は事		評価又は事	_
	後評価の実施時期		施時期	

(別紙)適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の 通りと推計(経済産業省アンケート結果に基づく)。

	H24	H25	H26	H27
	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

【厚労09】

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

			中小企業			大企			
(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	減収 見込額
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

			中小企業	大企業							
(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資 額	税額 控除額	減収 見込額
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額

▲ 5987 百万円

12100.0	3073.0	0.070.0	0/T.Z	2001.0	210.1	00.0
843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0
		(太陽光、風 カ、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控 除利用)	0.95	0.60	0.15	
		大企業 (控除利用)	0.80	0.75	0.15	
試	改正後	大企業 (償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
算	以止汉	(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
の 前		中小企業 <u>(控除利用)</u>	0.95	0.60	0.07	
		大企業 (控除利用)	0.80	0.75	0.07	
提 条		大企業 (償却)	0.10	0.75	0.30	0.255
件			税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業 <u>(控除利用)</u>	0.95	0.60	0.07	
	改正前	大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255
		大企業 (償却、太陽 光·風力)	0.90	0.75	1.00	0.255

【厚労10】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長			府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、不動	動産取得税、固定資産税			
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない				
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている	■説明なし	*			
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0			
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし				
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり	□説明なし	0			
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	⊗			
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	0			
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	⊗			
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0			
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0			
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり	■説明なし	0			
⑩ 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0			
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	0			
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし				

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「圖」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの 住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。この目標の達成のため、このうち、高 齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約1%とすることを目安とす る。)の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定され ているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合及び高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合)は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における補助金等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ② 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「国土交通省アンケート」と 算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式 及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及 びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「高齢者人口に対する 高齢者向けの住まいの割合が1.5% (H20) から1.7% (H23) に向上している。」 と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明 らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本 租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「アンケートの結果に よれば、税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブに

つながると考える者の割合 21%」と説明しているが、「インセンティブにつながると考える者の割合 21%」の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、アンケート結果の21%という数字が、本租税特別措置等の寄与率となることを説明しておらず、これらを明らかにした上で、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説明を行う必要がある。

「将来の見込み〕

② 減収額と効果を対比すべきところ、「事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「国土交通省アンケート」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある(〈点検結果表の別紙〉⑥⑧参照)。
- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、 当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である」と説明されているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

「8有効性等③効果・達成目標の実現状況」において、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合は1.7%(H23)と明示しており、2020年において3~5%という目標はまだ達成されておらず、また、前回要望時における目標達成時期(2020年)は未到来である。

- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中 8 ① 「適用数等」欄への補足説明) 別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 別紙参照。

平成18年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の件数

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

238 戸…①

226 戸…① 耐用年数35年以上

12 戸・・・① と見込まれる。 耐用年数35年未満

2. 戸当たり割増償却費の推計

〇戸当たり建設費 900 万円…②

○償却率(定額法)

耐用年数35年以上 0.022 · · · (3) 0.030 ···③ 耐用年数35年未満

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、

耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

耐用年数35年以上 5.0 割増…4 耐用年数35年未満 3.6 割増…4

〇戸当たり割増償却費

○割増率

減価償却資産の残存割合(10%)を考慮して、②×(1-0.1)×③×④より、

耐用年数35年以上(初年度) 9 万円…⑤ 耐用年数35年未満(初年度) 9 万円…⑤

耐用年数35年以上(平年度) 15 万円…⑤

耐用年数35年未満(平年度) 15 万円…⑤

3. 減収見込み

・税率 30.0 %・・・⑥

減収見込額は、①×⑤×⑥×⑦×⑧より、

(初年度)耐用年数35年以上 6 百万円 耐用年数35年未満 0 百万円

6 百万円

(平年度) 耐用年数35年以上 10 百万円 1 百万円

耐用年数35年未満 合計 11 百万円 平成19年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

35 戸…①

33 F···① 耐用年数35年以上

耐用年数35年未満 2 戸・・・① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

〇戸当たり建設費 900 万円…②

〇償却率(定額法)

耐用年数35年以上 0.022 ··· (3) 0.030 ··· ③ 耐用年数35年未満

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、 耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率 耐用年数35年以上 4.0 割増…4 2.8 割増…4 耐用年数35年未満

3. 減収見込み

30.0 % • • • • 5 •税率

減収見込額は、①×②×③×④×⑤より、

(初年度) 耐用年数35年以上 1 百万円

0 百万円 耐用年数35年未満 1 百万円 合計

(平年度) 耐用年数35年以上 1 百万円

耐用年数35年未満 0 百万円 合計 1 百万円

平成20年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

高齢者向け優良賃貸住宅で本特例の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、

162 戸…①

耐用年数35年以上 154 戸・・・①

耐用年数35年未満 8 戸・・・① と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費 900 万円・・・②

〇償却率(定額法)

耐用年数35年以上 0.022 ··· ③ 耐用年数35年未満 0.030 ··· ③

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

耐用年数35年以上 4.0 割増・・・④ 耐用年数35年未満 2.8 割増・・・④

3. 減収見込み

○割増率

・税率 30.0 %・・・⑤

減収見込額は、

①×②×③×④×⑤より、

(初年度) 耐用年数35年以上 4 百万円

耐用年数35年未満 0 百万円 合計 4 百万円

(平年度)耐用年数35年以上 6 百万円

耐用年数35年未満 0 百万円 合計 6 百万円 平成21年度 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の割償推計

<法人税>

1. 適用件数の推計

(1)高齢者居宅生活支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されるもので本特例の適用を

受けた戸数は、国土交通省アンケートより、 0 戸と見込まれ、

耐用年数35年以上のものは、 0 戸 ·····①
耐用年数35年未満のものは、 0 戸 ·····①

と見込まれる。

(2)一般型高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅のうち、高齢者居宅生活支援施設が併設されていないもので本特例

の適用を受けた戸数は、国土交通省アンケートより、 50 戸と見込まれ、 耐用年数35年以上のものは、 50 戸①

と見込まれる。

2. 戸当たり割増償却費の推計

○戸当たり建設費(標準的な高齢者賃貸住宅)

 (1)の場合
 970 万円
 ……②

 (2)の場合
 900 万円
 ……②

〇償却率(定額法)

耐用年数35年以上 0.022 ······3 耐用年数35年未満 0.030 ······3

- 数35年不満 0.000 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、

耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合 耐用年数35年以上 5.5 割増 ······④

(2)の場合

耐用年数35年以上 2.8 割増 ······④' 耐用年数35年未満 2.0 割増 ·····④'

3. 減収見込み

·税率 30.0 %···⑤

減収見込額は、 $(1 \times 2) \times (3) \times (4) \times (5)$ (又は $(1)' \times (2)' \times (3) \times (4)' \times (5)$)より、

合計

(1)の場合 (初年度) 耐用年数35年以上 0.0 百万円 耐用年数35年未満 0.0 百万円

合計 0.0 百万円

(平年度) 耐用年数35年以上前用年数35年未満0.0 百万円

(2)の場合 (初年度) 耐用年数35年以上 0.8 百万円

. 7 刷 用 年 数 3 5 年 以 上 0.8 日 万 円 耐 用 年 数 3 5 年 未 満 0.0 百 万 円 合計 0.8 百 万 円

(平年度) 耐用年数35年以上 1 百万円 耐用年数35年未満 0 百万円

 耐用年数35年未満
 0 百万円

 合計
 1 百万円

(1)及び(2)の合計から、本特例の適用による平年度減収見込額の合計は、

1 百万円となる。

0.0 百万円

	高齢者向け優良賃貸住宅	建設促進税制の割償推計	
		良賃貸住宅 ・支援施設が併設されるもので本外 0 戸と見込まれ、	
と見込まれる。	耐用年数35年以上のもの 耐用年数35年未満のもの		①
の適用を受けた戸数は、	主宅のうち、高齢者居宅生活		
と見込まれる。			
2. 戸当たり割増償却費 ○戸当たり建設費(標準 (1)の場合 (2)の場合		1000 万円 750 万円	2
〇償却率(定額法)	耐用年数35年未満 0	0.022 0.030 耐用年数等に関する省令 別表第	③ ③ i八より)
	この住宅に係る償却率は、耐 あの住宅に係る償却率は、耐	用年数を47年として、 用年数を34年として推計した。	
○割増率			
(1)の場合	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満	5.5 割増 4.0 割増	<u>4</u>
(2)の場合	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満	2.8 割増 2.0 割増	<u>@</u> '
3. 減収見込み ・税率 30.0	%···⑤		
減収見込額は、①×②	×③×④×⑤(又は①'×②	'×③×④'×⑤)より、	
(1)の場合 (初年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計	0.0 百万円 0.0 百万円 0.0 百万円	
(平年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計	0.0 百万円 0.0 百万円 0.0 百万円	
(2)の場合 (初年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計	0.0 百万円 0.0 百万円 0.0 百万円	
(平年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計	0 百万円 0 百万円 0 百万円	
(1)及び(2)の合計から	、本特例の適用による平年原	度減収見込額の合計は、 0 百万円となる。	

	サービス付き高齢者向けは	E宅供	給促進	枕制(の割價推計		
<法人税> 1. 適用件数の推計						5	別紙
本特例の適用を受けた	戸数は、国土交通省アンケ・	ートより	J.				
と見込まれる。	耐用年数35年以上のもの耐用年数35年未満のもの			781 110 671		•	•••••(
 戸当たり割増償却費 ○戸当たり建設費 (1)の場合 (2)の場合 	他の推計				万円 万円		2
○償却率(定額法)	1037713 1 201 1 201	0.022 0.030 耐用年	■数等	こ関す	る省令 別表	第八より	······③ ······③
	Lの住宅に係る償却率は、M 高の住宅に係る償却率は、M						
○割増率							
	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満	4.0 2.8	割増 割増				2
3. 減収見込み ・税率 20.0	%···⑤						
減収見込額は、①×②	×3×4×5より、						
(初年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計			10.1	百万円 百万円 百万円		
(平年度)	耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計			15	百万円 百万円 百万円		
(1)及び(2)の合計から	5、本特例の適用による平年	度減↓	又見込?	額の台 18	計は、 百万円となる	•	

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 減収試算(国税)

<法人税>

【サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長による減収額】

1	対	象	戸	数	മ	椎	١

2020年に約3,612万人と推計される(国立・社会保障人口問題研究所 H24推計)高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの 割合を3%とすることを目標とすると、2020年までに高齢者向けの住まいが、約108万戸整備されている必要がある。 2011年における高齢者向けの住まいは約52万戸であることから、毎年6万戸の高齢者向けの住まいが供給されることを目指し、

2011年における高齢者向けの任まいは約32カ戸であることから、毎年6カ戸の高齢者向けの任まいか、供給されることを目指し、このうち政策支援措置の対象となるサービス付き高齢者向け住宅の戸数を毎年3000戸と見込む。うち、法人によって供給される戸数は、現在供給されているサービス付き高齢者向け住宅のうち法人が供給しているものの割合が98%(国土交通省調べ)であることから
割増償却利用率が56.1%(登録事業者の業態別割合を勘 とすると、割増償却の適用を受けられる戸数は、1545人は16493)戸と見込まれる。 うち床面積が25㎡以上のものを、全体の22%と見込むと、

りら、10戸以上の建物はは全体の91%と見込むと、 うち、10戸以上の建物はは全体の91%と見込むと、 うち、耐用年数35年以上のものが全体の37%と見込むと、 (1)耐用年数35年以上のものは、

(2)耐用年数35年未満のものは、

となる。

2. 戸当たり割増償却費の推計	
○戸当たり建設費(標準的なサービス付き高齢者向け住宅)	

(1)の場合 (2)の場合	 900 万円 800 万円	•••••(
○償却率(定額法)		

(1)の場合 (2)の場合

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八より)

••••(7)

·····⑦'

•••••

·····12

(注)耐用年数35年以上の住宅に係る償却率は、耐用年数を47年として、 耐用年数35年未満の住宅に係る償却率は、耐用年数を34年として推計した。

○割増率

(1)の場合	4.0 割増	•••••••
(2)の場合	2.8 割増	······· <u>1</u> 0'

40.0 %

○割増償却費 (1)の場合

(2)の場合 3. 減収見込み

○減収見込額は、⑦×⑪×⑫(又は⑦'×⑪'×⑫)より、

耐用年数35年以上 耐用年数35年未満 合計

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
	租税特別措置等の名称	(国税 44)(法人税:義、所得税:外)
		(地方税 44)(不動産取得税:外、固定資産税:外)
2	要望の内容	(1)現行制度の概要
		高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「高
		 齢者住まい法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
		を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供
		した場合には、5年間 2.8 割増(耐用年数 35 年以上のものについては4割増)
		で償却する。
		(2)要望の内容
		本特例の適用期限(平成 25 年3月 31 日)の2年間延長
3	担当部局	老健局高齢者支援課
3	,	七 谜问同即日又该述
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設	平成 13 年度 創設
	年度及び改正経緯	平成 15 年度 延長·縮減
		平成 17 年度 延長
		平成 19 年度 延長・縮減
		平成 21 年度 延長・拡充 平成 23 年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	平成 27 年3月 31 日まで
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等及びその	我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心し自立して暮らせるバリアフリー
	根拠	化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足してい
		ることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受ける
		ことができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。
		《政策目的の根拠》
		〇「新成長戦略実現 2011」(平成 23 年1月 25 日閣議決定)において、「サービ ス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等
		へいさ高師有问り住宅(版杯)の制度にに関する法律の成正、民間事業有等 によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられてい
		る。
		○ (※)平成 23 年1月 25 日においては、改正高齢者住まい法が成立していなか
		ったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。
		〇「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)において、
		基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し、高齢者が安心できる住まい
		を確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する」ことが挙
		げられている。
		〇「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日公表)において、「医療・介護な 「よのサービスト」はようまなは20世紀を17年までは、日間東常会等によ
		どのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置付けを明確化し、その供給支
		るサービス付き高齢有負負性モの法律上の位置付けを明確化し、その供給又 援や適切な運営の確保を図るにとが位置付けられている。
		〇「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、在
		○ PAME 1/2 ITST/191/1 1/2 ITST/191/1 1 日国版//在/1000·C/IL

				宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実
				させる」ことが位置付けられている。
		2	政策体系	基本目標区
			における	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを
			政策目的	推進すること
			の位置付	施策大目標3
			け	高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適
				切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。
				3-2
				介護保険制度の適切な運営を図るととみに、質・量両面にわたり介護サービ
			****	ス基盤の整備を図ること。
		(3)	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	2020年を目処に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米
			指標	並み(3~5%)とする。 この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者
				この日保の達成のため、このうち、高齢有人口に対するサービス刊を高齢有 向け住宅の割合を約1%とすることを目安とする。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合
				高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者
				向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることで、バリ
				アフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高
				齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。
8	有効性	1	適用数等	平成 18 年度 238 戸
	等			平成 19 年度 35 戸
				平成 20 年度 162 戸
				平成 21 年度 50 戸
				平成 22 年度 0 戸
				平成 23 年度 781 戸
				平成 24 年度 3202 戸(見込み)
				平成 25 年度 3202 戸(見込み)
				平成 26 年度 3202 戸(見込み)
				※国土交通省アンケートにより推計
				※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度
				はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス
				付き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となり
				うる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約3300戸程度と見
				及まれる。
				型
				以上のもの:1527 戸(国土交通省推計))や昨今の経済状況を考慮すると、適
				用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されてい
				る。
		2	減収額	平成 18 年度 11 百万円
				平成 19 年度 1 百万円
				平成 20 年度 6 百万円
				平成 21 年度 1 百万円

		平成 22 年度 0 百万円
		平成 23 年度 18 百万円
		平成 24 年度 95 百万円(見込み)
		平成 25 年度 95 百万円(見込み)
		平成 26 年度 95 百万円(見込み)
		※国土交通省アンケートにより推計
		※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度
		はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
		将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付
		き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる
		民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度 158 百万円と見込
		まれる。
3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度~平成 23 年度)
	目標の実	現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっている
	現状況	など、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状
		況にある。
		本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、
		高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする
		ことで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けること
		ができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。
		本租税特別措置は、2011年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸
		数である約3万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの
		割合が 1.5%(H20)から 1.7%(H23)となっており、向上している。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23
		年度)
		〈税による直接的な押し上げ効果〉
		平成23年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約7,000
		戸のうち、
		・面積要件(専用部分 25 m ² 以上)を満たすもの 22%
		・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブに
		つながると考える者の割合 21%
		(国土交通省による供給事業者向けアンケート)
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
		象期間:平成 23 年度~平成 24 年度)
		租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住
		宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保
		花の
		なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス
		付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと考える者の割
		合は 63%(国土交通省による供給事業者向けアンケート)
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)
		今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保するこ
		とが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給され
		る物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅
		に誘導する必要がある。
		※参考
		単身高齢者は約 1.7 倍(2005 年→2025 年)
		要介護高齢者は約 1.5 倍(2010 年→2025 年)
		要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成 12 年と平成 23 年を比較すると約

				2.7 倍に増加	
9	相当性	1		割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るもの	
			措置等に	であり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことか	
			よるべき 妥当性等	ら、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。	
			女コにサ	また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリ	
				アフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるた	
				め、その負担軽減に割増償却が有効である。	
		2	他の支援	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	
			措置や義	「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、	
			務付け等 との役割	国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。	
			分担	〈対象〉	
				登録されたサービス付き高齢者向け住宅等	
				〈補助額〉	
				建築費の1/10、改修費の1/3(国費上限 100 万円/戸)	
				上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に	
					対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、
				明確に役割分担が図られている。	
		3	地方公共	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅	
			団体が協	供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者	
			力する相 当性	の居住の安定の確保に寄与することとなる。	
10	有識者の)見	解	_	
	前回の事	* ***	シャン はま	平成 22 年度(平成 23 年度税制改正要望時)	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			十八 22 中戌(十八 23 年戌忧利以止安呈吁)	

【厚労11】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 府省:			府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目		評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性			·		
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
租税特別措置等の有効性		·	·		
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化	□定性的	的記述	■説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量位	化(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり			■予測なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり			■説明なし	0
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明る	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「⑩」:点検過程における各所省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標(パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(パートタイム 労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の雇用管理の改善のために一定 の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を行う事業主の数(<点 検結果表の別紙>③参照))は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであ る。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでは なく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を図ることがで きるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 権項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び 正社員への転換を推進)の実現状況について予測されていないため、当該効果・達 成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

測定指標については、パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の雇用 管理の改善のために一定の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を行う事業主 の数とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
	租税特別措置等の名称	(国税 23)(所得税:外 法人税:義)
		(地方税 23)(法人住民税:義)
2	要望の内容	【現行制度の概要】 ○ 平成 20 年4月から施行された改正パートタイム労働法では、事業主は、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることにされていることから、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室で、事業主に対する助言・指導等を行っている。 ○ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。 【要望内容の概要】 ○ パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(職務評価
		の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を実施した事業主に対し、税制 上の所要の措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等·児童家庭局短時間·在宅労働課
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に 基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すこと が不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイ ム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる 必要がある。 《政策目的の根拠》 パートタイム労働法第4条第1項で、「短時間労働者の雇用管理の改善等の 促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努め る」こととされている。 また、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)で、デフレ脱却と
		また、「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)で、アノレ祝却と 経済活性化に向け、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高 め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「分厚い中間層の復活」の ため、「全員参加型社会の実現を図」り、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、 仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目 指す」ことが必要とされている。また、[生活・雇用戦略]として、「同一価値労働 同一賃金に向けた均等・均衡待遇…により雇用の質の向上を図る」ことが掲 げられている。

【厚労11】

		2	政策体系 における 政位 けけ	基本目標VI:男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること施策大目標1:男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること「日本再生の基本戦略」 II-2-(2) 人を動かす IV-2-(2)-① すべての人々のための社会・生活基盤の構築 《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		3	及び測定指標	(相税特別指置等により達成しようとする目標) パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
8	有効性 等	1	適用数等	パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の待遇改善のために一定の自主的な取組を行う事業主が対象になると見込まれる。
		2	減収額	-
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-) パートタイム労働者の公正な待遇の確保や、パートタイム労働者が正社員 と同等の評価・待遇が得られる働き方を促進することにより、パートタイム労働 者の待遇の改善につながる。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-) -
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-)
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-) -

9	相当性	1		政策目的の達成のためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみ
			措置等に	では十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠であるが、社会
			よるべき 妥当性等	経済状況が厳しい中、パートタイム労働者の雇用管理を改善していくことは事
			女コにサ	業主にとって一定の負担につながり得るものであることから、その実現には、
				まずは、成長企業における取組が期待されるものであり、事業主に対する効
				果的なインセンティブとして、本租税特別措置等は必要かつ適切である。
				なお、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成 22 年9月 10
				日閣議決定)で、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推
				進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほ
				か、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例え
				ば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な
				税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに基づく要望である。
		2	他の支援	有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用へ
			措置や義	の転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成(来年度、均衡待遇・
			務付け等 との役割	正社員化推進奨励金を改組予定)は、パートタイム労働者を含む非正規労働
			分担	者のキャリアアップの促進の観点から、欠損法人を含む法人全体を対象とす
				る支援として実施するものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイ
				ム労働者の公正な待遇やパートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が
				得られる働き方を実現することがより期待できる成長企業等に対して、その税
				負担を軽減するものである。
		3	地方公共	パートタイム労働法第4条第2項で、地方公共団体は、国の施策と相まっ
			団体が協 力する相	て、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努
			当性	めるものとされている。
10	有識者0)見	解	-
	お同のす	= **	シャン (1) 東	_
11	削凹の手 後評価の		評価又は事 施時期	-
	IN HI IM V		WO 4-1 141	

【厚労12】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	雇用促進税制の拡充				厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税				
区分	□新設	■拡充	□延長		事後

点検項目	評価	の実施状況		課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか		□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達	戏されている	□説明なし	0	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定	生的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	*	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり		■説明なし	0	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	*	
⑦ 減収額の実績把握	□定量化 □定	量化(根拠なし)	■把握なし	0	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定	量化(根拠なし)	□予測なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	□把握あり		■把握なし	0	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり		□予測なし		
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり		■説明なし	0	
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり		□説明なし		
租税特別措置等の相当性					
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし		
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説	月あり	□説明なし		

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標(17万人の雇用の増加)がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(質の高い雇用を確保する)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成24年度7月末において約3.4万人が対象となったと把握されているが(ただし、算定根拠が不明なため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある)、本租税特別措置等が適用される雇用者数の所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
 - (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる 次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析 対象期間内の減収額の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示 して説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、 当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握(評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明) 雇用促進の実績については、毎月受付・達成状況報告件数を下記URLにて公表している。 ○平成24年度雇用促進計画の受付状況
 - $\verb|http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_03_leaf.pdf|$
 - ○平成23年度雇用促進計画の受付・達成報告状況
 - http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_07_leaf.pdf
- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

国税庁が実施している「平成22年度会社標本調査結果」(税務統計から見た法人企業の実態)によると、中小企業数は2,553,217社で、このうち黒字企業は688,997社。一方、同調査によると、中小企業の法人税納税額は、2,943,083(百万円)。よって、1社当たりの納税額は4,271,547(円)。当税制には納税額に20%の上限があるため、854,309(円)(=4,271,547×20%)。1人当たり20万円の控除であることから、約4.3人(=854,309÷20万)として算出した。

「21.1% (雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合)」については、 (雇用促進計画を提出した) 有効回答数 627 法人のうち、132 法人 (21.1%) が控除引上げに関心が あると回答した。

「7.1%(雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心のある割合)」 については、有効回答数 1,105 法人のうち、78 法人 (7.1%)が控除引上げに関心があると回答した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	雇用促進税制の拡充
	租税特別措置等の名称	(国税 28) (法人税:義 所得税:外)
		(地方税 28) (法人住民税:義)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)
		雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、
		かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当
		たり20万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%(中小企
		業は 20%) が限度。
		X10 2070/10 PAIX 8
		・特例措置の内容
		厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高年齢者の雇用維
		持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。
		ア 現行では当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇
		用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税
		額控除の額を40万円に引上げる。
		イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる
		「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年8月
4	可圖天池的列	1 1/2 24 + 0/1
5	租税特別措置等の創設	平成 23 年度:創設
	年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、
	根拠	雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要であ
		る。このため、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9
		月 10 日閣議決定)を踏まえ、平成 23 年度税制改正により、雇用を増加させる
		企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。
		雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競
		争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持
		続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。「全員参加型
		社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築によ
		り、社会保障制度を支える基盤も強化する必要がある。
		このことから、(ア)税額控除の額を 40 万円に引き上げることにより、今後の
		日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業
		への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出
		や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。あわせて、産業の空洞化による国
		内雇用の悪化を防ぐ。
		下記
		となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることにより、雇用拡大及
		び 65 歳以上の高年齢者の雇用維持を図る企業を支援することで、65 歳以上
		の高年齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高年齢者の生活の
		安定を図る。

【厚労12】

	《政策目的の根拠》
	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決
	定)
	(抜粋)
	I. 基本的な考え方
	2. 経済対策の基本的視点
	(第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現
	「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増
	え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するた
	め、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくり
	に全力を尽くす。
	具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・
	保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を
	推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③
	求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。
	これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現
	を目指す。
i i	C H JR 7 0
	Ⅱ.「3段構え」の対応について
	ステップ3 平成23年度の対応一新成長戦略の本格実施
	(2)雇用促進等のためも企業減税
	・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観
	・ 利成長戦略の美球、特に、「雇用」を機能とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このた
	め、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用 化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の
	増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制
	措置の具体化を図る。
. Th ₩ 14	
②: 政策体	
におけ	
政策目	
の位置	
け	の安定を図ること」
_ \± -b =	
③ 達成目	
及び測	
指標	る事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。
	// 20 47 44 10 1 14 100 Mrs - 1 2 14 45 10 100 100 100 100 100 100 100 100 100
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大する
	こと等により、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるもの
	と期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影
	響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、本税制の拡
	充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考
	えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)

8	有効性 等	① 適用数等	ア 39 万人 イ 33 万人			
	ਚ		(別紙「減収見込額等の推計」を参	照)		
		②減収額	ア 52,500 百万円			
			イ 36,400 百万円			
			(別紙「減収見込額等の推計」を参照)			
		③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月~平成24年7月 ※			
		目標の実	平成24年7月末時点で報告されたも			
		現状況	平成23年度制度創設時には、年間	17万人が本税制の	り対象となることが見	
			込まれていた。 平成 24 年 7 日末時点において 房	田促准計画は約3	000 供が達成され	
			平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、 約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人			
			利 3.4 万人が本代制の対象となったと考えられる。 平成 24 年度には約 10 万人 の雇用者数の増加が推測されるが、制度創設時の目標 17 万人には達しな			
			い。			
			ハローワークを通じたアンケートの結			
			ンティブを高めるには税額控除の額の	引き上げが比較的	高い割合となった。	
			※雇用増加数の算定方法			
			・平成 23 年度雇用促進計画の受付状	況		
				23 年度計画	画受付累計	
			一般被保険者の目標増加数(人)	209	,538	
			【参考】雇用促進計画数	30,	049	
			・平成 23 年度雇用促進計画の受付・通			
					戊24 年 7 月末時点) 達成状況	
				計画受付 79,230	34,180	
			【参考】雇用促進計画数	8,396	2,834	
			19 JAE JULIEN	0,000	2,001	
			達成割合 34,180 人 ÷ 79,230 人 =	= 43.14%		
			一般被保険者の増加見込数			
			209,538 人 × 43.14% = 90,395 人	. ≒ 約10万人		
			ツ 'まぱ口煙でも 7 <i>版</i> の方い戸田の体	:但は 夏田仏准科	生のエロナスドイ地	
			※ 達成目標である質の高い雇用の確加した雇用者数(雇用保険一般被保			
			加口之推用 日本 (推用 体)人	N 1 30/1-05 / 1/10	17 02220 00	
			《租税特別措置等による効果・達成目標	票の実現状況》(分々	折対象期間:平成 23	
			年 4 月~平成 24 年 7 月 ※平成 24 年			
			雇用促進税制の拡充により、アでは			
			の雇用が増加すると考えられる。(別組	紙「減収見込額等(の推計」を参照)	
			ア 一定の雇用者数の増加等が確認さ	わた場合に行う鉛		
			ることにより、事業主の雇用拡大に対			
			のと期待され、今後の成長が期待さ			
			学卒未就職者やフリーター・ニートな			
			することが見込まれる。			
			/ (White to the control of the contr		7.024.6.75	
			イ 税制の適用要件である「雇用者増加	口致」を算定する際	、その前提となる「雇	

用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることで、企業が高年齢者の雇用 を維持・継続するインセンティブが高まるものと期待され、高年齢者の雇用 維持、雇用継続機会の確保が見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成23年4月~平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)

ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル 競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中 で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。

このため、産業の活性化を図り、「全員参加型社会」の実現を図るために、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。特に、「日本再生戦略」等においても、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれるとされる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者の雇用情勢が厳しいことから、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。

また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ という観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。 しかし、本税制により平成24年度は約10万人の雇用者数の増加が推測され、制度創設時の目標17万人には達しない見込となっている現状を踏まえ、本税制の拡充を措置する必要がある。

イ 現在の雇用促進税制では、65歳以前から雇用されている一般被保険者が 適用期間中に 65歳となった場合(高年齢継続被保険者となった場合)は、 雇用者数から除かれることとなっている。そのため、雇用促進税制の要件を 満たす雇用者数を増加させたにも関わらず、雇用者の一部が高年齢継続 被保険者となったことにより雇用者数が減少し、要件が満たされず税制の適 用対象とならない場合がある。

本税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることによって、雇用の拡大だけでなく、高齢者雇用を維持する企業も支援することにより、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会を確保し、「全員参加型社会」の実現を目指す必要がある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成23年4月~平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)

雇用促進税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられ(別紙「減収見込額等の推計」を参照)、雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保することができる。

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。

そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさら

		に支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。
10	有識者の見解	_
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

減収見込額等の推計【雇用促進税制の拡充】

ア 控除額20万円→40万円

1. 雇用増加見込数の推計

税額控除額が拡大することで、

- ①税額控除の頭打ちに達していない法人が雇用者を増加させる
- ②税額控除額が2倍になることで、雇用増加のインセンティブが働き、税制の適用要件を満たす可能性がある法人が新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。
- ① 雇用促進計画提出法人で、税額控除額が、法人税額の10%(中小企業は20%)の頭打ちに達していない法人のうち雇用を増加する法人数
 - 10,488 法人 (昨年度の実績 ※1) × 55% (※2) × 21.1% (雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合 ※3) = 1,217 法人
 - 上記法人における雇用保険被保険者増加数
 - 1,217 法人 × 1.3 人 (平均増加人数 ※4) = 1,582 人
- ② 税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人のうち、税額控除額の引き 上げにより新たに提出することが見込まれる法人数

税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人数

224,621 法人(※5) × 75%(給与増加要件達成割合 ※6) -10,488 法人(※1)

= 157,978法人

- この事業所のうち、実際に提出すると見込まれる法人数
- 157,978 法人×7.1% (雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心 のある割合 ※3) = 11,216 法人
- 上記法人における、雇用保険被保険者増加数
- 11,216法人 × 7人(※7) = 78,512人
- ①+②: 増加する法人数 1,217 + 11,216 = 12,433 法人 増加する雇用保険被保険者数 1,582 + 78,512 = 80,094 人

2. 減収見込額の計算

①については、税額控除の頭打ちになるまで雇用を増やすため、全ての雇用者が税額の対象となる。 ②については、税額控除額が40万円に引き上がることにより、税額控除の頭打ちに達する割合が 上がることになるが、ここでは、頭打ちを意識して提出してくると考えられるため、税額控除額20 万円の時と同程度の頭打ちに達していない割合(55%)と仮定する。

一方、目標値の 173,057 人のうち、40 万円に引き上げられたことで、1/2 が頭打ちとなると仮定すると、86,529 人が控除対象。

よって、税額控除対象者数は、1,582 人+43,182 人(78,512 人×55%)+86,529 人 = 131,293 人

控除額は、131,293 人 × 40 万円 = 525 億 1720 万円

●雇用増加数 314,649 人 (173,057 人)

346 億円

⇒ 394, 743 人 (131, 293 人) ⇒ 525 億円

●減収見込額

⇒

●対象法人数

12, 433 法人增加

※「雇用増加数」の()内は税額控除対象者数。

- (※1) 昨年度計画提出実績 29,965 法人に、税制の適用になった割合 35% (4月分) を乗じた。
- (※2) 税額控除の頭打ちに達していない割合は55%となっている(財務省試算)。
- (※3) 雇用政策課のアンケートより。
- (※4) 国税庁調査から中小企業の1社あたりの納税額を算出し、税額控除頭打ち人数を試算すると 4.3 人となる。したがって、2 人雇用した法人は 2.3 人(4.3 人-2 人)の雇用増と仮定。同様に 3 人雇用した法人は 1.3 人、4 人雇用した法人は 0.3 人。これらの平均値は 1.3 人となる。
- (※5) 法人数 2,579,464 (国税庁) のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。
- (※6) 財務省試算による。
- (※7) 昨年度計画提出実績では平均7人。

イ 高年齢継続被保険者の追加

1. 雇用増加見込数の推計

現行税制の対象となっていない 65 歳以上の高年齢者被保険者も対象とする。 高年齢者を雇用し、税制の要件を満たす法人が、新たに計画を提出して雇用者を増加させる と仮定。

① 增加法人数

税制の要件を満たす可能性のある法人数 224,621 法人(※1)× 75%(給与増加要件達成割合 ※2) = 168,465 法人

上記法人のうち、65歳以上の雇用者を雇用している法人数を算出

(中小) 166,222 法人 × 15.1% (※3) = 25,100 法人

(大) 2,243 法人 × 36.2% (※3) = 812 法人 計 25,912 法人

このうち、税制の計画を提出することが見込まれる法人数 25,912 法人 × 8.9% (※4) = 2,306 法人

② 增加被保険者数

上記法人における、雇用保険被保険者増加数 2,306 法人 × 7人(※5) = 16,142 人 増加する雇用保険者数の 55%(※2)が、法人税額の 10% (中小企業は 20%) の頭打ちに達する。このため、8,878 人 (16,142×55%) が控除対象。

2. 減収見込額の積算

控除対象人数(推計) 8,878 人 ×一人あたり減税額 20 万円 = 17.億 7560 万円 よって、現行制度による減収見込額 346 億 + 拡充による減収見込額 18 億 = 364 億円

【現行制度】

【拡充後(見込み)】

●雇用増加数 314,649 人 (173,057 人)

330, 791 人 (181, 935 人)

●減収見込額 ●対象法人数 346 億円 ⇒ 2. 306 法人増加

364 億円

※「雇用増加数」の()内は税額控除対象者数。

- (※1) 法人数 2,579,464 (国税庁) のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。
- (※2) 財務省試算による。
- (※3) 高年齢者雇用実態調査(2008)による。
- (※4) 雇用政策課のアンケートより。
- (※5) 昨年度計画提出実績では平均7人。

【厚労13】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	障害者の「働く場」に	対する発注促進税制の	拡充及び延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税				
区 分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか □明らかでない	`		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達成されている □説明なし	*		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述 □説明なし	⊗		
④ 適用数等の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 ■把握なし	0		
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり	*		
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 ■予測なし	0		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □把握なし			
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) ■予測なし	0		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり□把握なし	0		
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり ■予測なし	0		
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり□説明なし	0		
① 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり ■説明なし	0		
租税特別措置等の相当性		•		
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり □説明なし			
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり □説明なし			

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(民間企業における障害者の実雇用率)は、他の税制や助成金等の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績〕

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用数の実績について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(法定雇用率 2.0%の達成)の実現状況について、「障害者の実雇用率は 1.65%、特例子会社数や雇用障害者数も増加」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 権項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本税特別措置等の効果・達成目標(法定雇用率 2.0%の達成)の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、 明・分析に不十分な点は認められない。	その説

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

民間企業における障害者の実雇用率が平成23年6月1日現在1.65%と、法定雇用率の1.8%を依然として下回っているが、雇用障害者数は年々増加し、8年連続で過去最高となっており、障害者雇用は進展している。今後とも引き続き発注側に対し取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することが必要である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定(評価書中 7 ③《租税特別措置等により達成しようとする目標》) 雇用率 2.0%は日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)において 2020 年度までの目標としているところであり、助成金及び税制等あらゆる手段を講じて取り組んでいく必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

発注促進税制については、その調査対象は就労支援事業者等と取引している企業及び個人事業主となるため、正確な調査を実施して適用数等を把握することは事実上困難である。

しかしながら、適用となる「働く場」については、毎年増加しており、特定の者に偏る税制の仕組みとはなっていないものと考える。

【参考】工賃倍増5か年計画対象施設数

平成 19 年度: 4,689 施設 → 平成 22 年度: 6,356 施設

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付別相直寺に床る以来の事刑計画者							
1			対象とした	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長				
	租税特別	措	置等の名称	(国税 25) (法人税:義 所得税:外)				
				(地方税 25)(法人住民税:義)				
2	要望の内容			企業(個人事業主を含む。)が障害者自立支援法の就労継続支援事				
				業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内				
				に行った固定資産について、上限の範囲内で当該増加額と同額の割増				
				償却を認める措置(固定資産の普通償却限度額の30%を限度)を、平				
				成 25 年度以降も延長する措置(5 年間の延長)を講ずるとともに、				
				適用となる働く場に在宅就業障害者等を加える。				
				※(現行)就労継続支援事業者等				
				ここでいう就労継続支援事業者等とは、障害者自立支援法における就労移行支援事業				
				所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(生活介護、 就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)、地域活動支援センター並びに障				
				害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所				
3	担当部局			社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課				
				職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課				
4	評価実施時期			平成 24 年 8 月				
5	租税特別措置等の創設			平成20年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する				
	年度及び	心	正経緯	発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、				
				認められた。平成22年度には、障害者の範囲の拡大(重度及び精神 障害者以外の障害者である短時間労働者を追加)を行っている。				
6	適用又は	は延	長期間	5年間の時限措置とする。				
				・ 企業(法人):平成 25 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日				
			1	個人事業主:平成26年1月1日~平成30年12月31日				
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその 根拠	障害者自立支援法(平成25年4月1日から障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律)や障害者の雇用の促進等に				
			低拠	社会生活を総合的に支援するための法律)や障害者の雇用の促進等に 関する法律の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援				
				する。				
				・・・ 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は				
				■ 障害有が地域で自立しに生活を送るにめの基盤として、紙ガ叉接は 重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労してい				
				ただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所				
				等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必 要である。				
				就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留 まっており、これを引き上げることが重要な課題の一つとなってい				
				まってあり、これを引き上げることが重要な訴題の一つとなってい る。(注1・注2)				
				現在、障害者自立支援法や工賃向上計画に基づき、就労継続支援事				
				現任、障害有自立文技法や工員内工計画に基づさ、私力経続文法事 業所等や事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきていると				
				ころであるが、より効果的に工賃引き上げを図るためには、引き続き、				
				一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要				

		である。
		また、平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業 (56 人以上) の障害者の実雇用率は 1.65%であり、法定雇用率の 1.8%を下回っていることから、障害者雇用をより促進するため、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。(注)
		本年6月に成立した国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)では、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとされている。
		(注1)「日本再生戦略」(平成 24 年7月 31 日閣議決定)では、 2020 年度までの目標として、「障がい者実雇用率 2.0%、国に おける障がい者就労施設等への発注拡大 8 億円」を掲げてい る。
		(注2) 平均工賃の推移
		《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第 43 条 (一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第 46 条 (一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇力れに関するととは、100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円
		○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律附則第3条(税制上の措置) ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
2	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
		基本目標 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2 障害者の雇用を促進すること
3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法定雇用率 2.0%の達成 ・工賃向上計画に基づく目標工賃(集計中)の達成
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業 (56 人以上) の障害者の実雇用

				率は1.65%と、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。しかし、 雇用障害者数は8年連続で増加している状況であり、当該特例措置 は、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、支援事 業所の取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与す ることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
8	有効性 等	1	適用数等	-
		2	減収額	平成 24 年度減税額(見込み) 集計中 平成 23 年度減税額 1,776 百万円 平成 22 年度減税額 1,280 百万円
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23年6月1日) 雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6 月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.65%と 法定雇用率には届いていない状況。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年6月1日) 当該税制措置の適用の効果もあり、雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。平成20年6月1日~平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年6月1日) 平成23年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.65%であり、政策目標である法定雇用率1.8%を下回っている。租税特別措置が延長されない場合、就労継続支援事業者等との取引、取引金額が減少し、結果として就労継続支援事業者等における工賃の減少や雇用が失われるおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年6月1日) 雇用障害者数は8年連続で増加しているが、平成23年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率1.8%を下回っている状況。 平成20年6月1日~平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も

				11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を実現するためには、安定した工賃や収入の確保、雇用の促進が必要になる。 また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においては障害者を含む「全員参加型社会」の実現に向けて取り組んでいるところであり、税制、助成金等あらゆる手段を講じて対策を推進していく必要がある。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	就労継続支援事業者等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。就労継続支援事業者等は全国にあり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。
		2	他の支援 措付けま 後の役割 分担	障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却(所得税・法人税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置(不動産取得税・固定資産税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置(事業所税)」がある。また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等がある。これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが3発に対するを表けまり、発注側の企業に対し、就労継続支援事業者等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。
		3	地方公共 団体が協 カする相 当性	障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」とされている。 障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会に

【厚労13】

		おいても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、就労継続支援事業者等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大につながる。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

【厚労14】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	グローバルリターン・	府省名	厚生労働省		
税目	法人税、法人住民税				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

	点検項目	評価の実施状況					課題
租和	脱特別措置等の合理性				-		
(① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	□明らか				■明らかでない	*
租和	脱特別措置等の有効性						
(③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0
(⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	*
(⑧ 減収額の将来予測	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□予測なし	*
(租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	0
(¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
租和	脱特別措置等の相当性						
(租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり				□説明なし	*
(他の政策手段との役割分担	□他の政策引	手段はない	□説明ぁ	50	■説明なし	*

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標(国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(要望制度の適用事業所数)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「将来の見込み】

- ② 減収額と効果を対比して定性的に説明しているにとどまり、その根拠が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る)の将来予測について、定性的に「海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

[「]②」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙)参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7①≪政策目的の根拠≫欄への補足説明) 平成24年雇用政策研究会報告書において、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を 国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練へ の投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘がある。 なお、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)においても、「まずは、現在の中間層の 活性化を図るために、・・・(中略)・・・生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社 会の実現を図る」との記載があり、かつ20~64歳の就業率を2015年度までに77.4%、2020年度 までに80%を実現するなどの目標設定がなされており、本措置の導入がそれらの実現にも資するも のと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中 8 ① 「適用数等」欄への補足説明) 現時点において、海外展開を行う企業数が今後、急激にかつ大幅に増加することが想定しにくい ことから、平成 25 年度の予測が続くものと想定している。
- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 地方税については別添を参照願いたい。 また、現時点において、海外展開を行う企業数が今後、急激にかつ大幅に増加することが想定し にくいことから、平成25年度の予測が続くものと想定している。
- ③ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への 補足説明)

補助金や各種雇い入れ助成金は、労働者の属性等に応じてその就職を支援するものであり、その目的が労働者の職業の安定となっており、その効果が限定的である。一方で本措置は、雇用を軸にしつつ、国内産業の育成・成長を日本経済の成長のために推進することを目的としている。

また、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。

こうしたことから、本措置を講ずることが必要かつ適切であると考えられる。

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191 社

(算出方法)

- ・第 41 回海外事業活動基本調査 (2010 年実績) において、海外に現地法人 等を有する日本の中小企業 (資本金1億円以下) が、1,519 社。 (うち、製造業は1,047 社、非製造業は472 社)
- ・「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」 (平成23年度厚生労働省委託調査事業)によると、製造業の中小企業で、 海外進出を行った企業の80%、非製造業の75%は、過去3年間に雇用を維持・増加させている。
- $-1.047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = 1.191$

2. 減税見込額の積算

- 法人税の減税見込額=1.191 社×34 万円 (※) =404.9 百万円
- 法人住民税の減収見込額=404.9 百万円×17.3%=70.1 百万円
- (※) 子育て企業サポート税制創設時の1企業あたりの減税見込額を参考に計算1246万円(平均設備投資額)×0.32(償還率)×0.30(法人税率)×0.285(利益計上法人割合)=34万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	111	仇付が旧世寺にはる以来の事刊計画音
1	政策評価の対象とした	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
	租税特別措置等の名称	(国税 29)(法人税:義)
		(地方税 29)(法人住民税:義)
2	要望の内容	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海
		外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流
		して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の32%の割増償
		却を認める税制上の優遇措置を創設する。(当該企業が雇用を維持・
		増加させている場合に限定)
3	担当部局	職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設	新規
	年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	現在の日本の産業は、産業構造も大きく転換する中で、成長著しいアジア
	根拠	諸国との価格競争、円高基調の継続による輸出産業の苦境など、非常に厳し
		い状況におかれている。加えて、日本の将来人口が減少していく中、内需の縮
		小は確実な状況であるから、新たな市場の取り込みを図ることができない限り
		は、将来的な国内産業の低迷は避けられないところとなっている。
		産業の低迷は、当然にして、その派生需要である「日本国内の雇用機会」が喪
		失されることに繋がるものと言える。 こうした状況を踏まえると、今後、日本の国内雇用を維持・創出するために
		は、成長する新たな市場の取り込みが欠かせない条件となってくると考えられ
		る。実際に、日本の企業は、海外展開している場合の方が、国内展開のみの
		場合よりも、国内の雇用を維持・創出しているという分析も数多くされている状
		況にある。
		ただし、この結論は単に海外展開が国内雇用の維持・増加に繋がるというこ
		とではなく、「国内のマザー工場的な機能等は国内に残し、日本の技術力の厚
		味を活かしつつ、海外事業と国内事業の差別化を図るなど、国際競争力の維
		持に努める場合」に、こうした効果は明らかになるものである。
		このため、政府としては、国内中小企業が海外展開を推進しつつ、国内雇
		用の維持・増加が図られる状況を支援するため、海外展開している中小企業
		が、その利益を国内に環流し、当該費用を活用して、設備投資の促進や教育
		訓練の推進を図ることにより、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内
		雇用が維持・増加されるよう支援を図る必要がある。
		《政策目的の根拠》 平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業
		一
		は、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産
		性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。

		-	政策体系 における 政策目的	基本目標IV「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」						
			の位置付 け	施策目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の 安定を図ること」						
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外から環流した利益を、設備投資の促進や教育訓練の推進に確実につなげることで、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る。						
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望制度の適用事業所数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》						
				租税特別措置の目標が達成されれば、政策目的も達成される。						
8	有効性 等	1	適用数等	1,191 社 平成25年度の予測適用数(詳細は別紙参照)						
	,	2	減収額	404.9 百万円 平成25年度の予測減収額(詳細は別紙参照)						
		2	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間 平成25年度~)						
			目標の実	措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加						
			現状況	価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練を実施することが増加する。						
				そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業						
				の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が						
				増加することで、日本全体の成長も促進される。						
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間 平 5年度~)						
				措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加						
				価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練の実施が増加する。そうする						
				ことで、海外進出をしながらも、国内の雇用を維持・増加し、かつ企業の成長						
				力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加す						
				ることで、日本全体の成長も促進される。						
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対						
				象期間 平成25年度~) 国内企業の海外進出が進む一方で、海外の子会社からの利益の国内への						
				環流が進まないため、国内に雇用を維持・創出できる企業が減少し、結果とし						
				て国内産業の空洞化を加速させることになり、国内経済が低迷する。						
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間 平成25年度~) 国内産業の高付加価値化を推進しつつ、国内雇用の維持・創出にも資する						
				制度であることから、中長期的な観点から、税収が減少する以上の効果はあ						
				るものと考えられる。						
9	相当性	1	租税特別	雇用を軸としつつ、国内産業の育成・成長と質の高い雇用の維持を日本経						
			措置等に よるべき	済の成長のために推進することを目的としている。そのため、対象を国内雇用						
			よるへき 妥当性等	と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求めら						
			メコエサ	れる。こうしたことから、税での支援が妥当である。						
		2	他の支援							
			措置や義							
			務付け等							
			との役割 分担							
			刀担							

| 3 地方公共 | 地方公共団体においても、各地域で製造業などの一定数の雇用を維持する | 口体が協力する相当性 | 対進出を行ったとしても、その地域に残り、雇用を維持・創出していくことは、地域の発展にも資することから、地方公共団体も協力的であると考えられる。 | 平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。

11 前回の事前評価又は事 -後評価の実施時期

減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191社

(算出方法)

- ・第 41 回海外事業活動基本調査(2010年実績)において、海外に現地法人等を有する日本の中小企業(資本金1億円以下)が、1,519社。 (うち、製造業は1,047社、非製造業は472社)
- ・「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」 (平成23年度厚生労働省委託調査事業)によると、製造業の中小企業で、 海外進出を行った企業の80%、非製造業の75%は、過去3年間に雇用を維持・増加させている。
- $-1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = 1,191$

2. 減税見込額の積算

- 減税見込額=1,191 社×34 万円 (*) =404.9 百万円
- (※)子育て企業サポート税制創設時の1企業あたりの減税見込額を参考に計算 1246万円(平均設備投資額)×0.32(償還率)×0.30(法人税率)×0.285(利益計上法人 割合)=34万円

【厚労15】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	生活衛生関係営業者の	府省名	厚生労働省		
税目	法人税、法人住民税、	事業税			
区 分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている	■説明なし	⊗
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり	■説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	■予測なし	0
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	0
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	*
他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がいまだ達成されていないとしているが (<点検結果表の別紙>②参照)、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(個々の営業者の経営基盤の強化を図る等)については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(大企業製造業の業況判断DI等)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成21年度0件、22年度2件、23年度2件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される施設数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
 - (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、交際費課税について把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(個々の営業者の経営基盤の強化を図る等)の実現状況について、共同利用施設税制については「企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた」と、交際費課税については「経営安定の寄与は図られている」と定性的に説明されているため、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

[将来の見込み]

② 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- (6) 8 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(個々の営業者の経営基盤の強化を図る等)の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、「生活衛生同業組合等について、共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。」であるが、生活衛生関係営業の業況判断DI(▲46.7=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。

③ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への 補足説明)

生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、 余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、 政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに 資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、 円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。

また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることからも、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
			(国税34)(法人税:義)
			 (地方税34)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	7	公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常
			 生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活
			性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。
			具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業
			 小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度
			(以下、「共同利用施設税制」という。)について、対象設備を喫緊の重点
			課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長す
			るとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度(以下、「交際費
			課税」という。)について、所要の見直しを行う。
3	担当部局		健康局生活衛生課
	57 /= 	± #0	
4	評価実施時		平成24年8月
5		置等の創設	│ │○共同利用施設税制
	年度及び改正経緯		創設年度 昭和 55 年度
			期限切れごとに延長要望(直近は平成 24 年度)
			○交際費課税
			創設年度 昭和 29 年度
6	適用又は延	長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度~平成26年度)
7	必要性 ①	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	│ │ 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活
		根拠	衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、
			及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興 の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。
			生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興 に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業
			「に関する行動(振興行動)に基づさ、音楽者の音楽の振興に必要な事業」(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定
			を受けることができる。
			共同利用施設税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用
			施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零 細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理
			神は呂来有が入手を占める生活側生関係呂来有の協来化寺による旨理
			強化を図る。
			また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が
			国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするため、交際 費課税の見直しにより、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中
			心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る。

	《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5		
	2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標 I 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。また、交際費課税については、法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数。法人企業の事業活動を活性化させ、国外及
			び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復 軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成 度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀 短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中 小企業庁) やGDPギャップの数値等を参考にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11,4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。
			一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の充実等を強力に推進する必要がある。
			現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI (▲46.7=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成 24 年 1-3 月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。
			このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる共同利用施設税制により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。

п								
					また、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する交際費課税について検討を行うことが必要である。			
	8	有効性	1	適用数等	〇過去5年間の共同利用施設の推移			
		等			(対象施設数) (特別償却対象設備取得額)			
					2 1 年度 0 —			
					2 2 年度 2 9 4 百万円			
					2 3 年度 2 1 7 0 . 0 百万円			
					共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生 関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高 による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利 用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向 上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要がある。			
					〇過去5年間の交際費支出額の推移 平成18年度 3,533,828百万円 平成19年度 3,379,994百万円 平成20年度 3,226,064百万円 平成21年度 2,997,859百万円 平成22年度 2,935,972百万円			
					(出典)国税庁「会社標本調査」			
			2	減収額	〇共同利用施設税制			
					(減収額)			
					2 1 年度 0			
					2 2 年度 0.2 百万円			
					2.3年度 2.2百万円			
					2 4 年度(推計) 1.0 百万円 ※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる			
					次い9 れも(社) 主国生活開生回来組合甲央芸調へによる			
			3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成27年3月) 財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マンットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容事での後数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現			

を図っていく。

経済情勢の一部で持ち直しの動きが見られたものの、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需及び海外経済の減速等により、再び予断を許さない状況となっており、大企業製造業の業況判断DI(平成 24 年 6 月)となっており、我が国経済をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、交際費課税に係る本措置により法人企業の経営安定を図ることが必要。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成27年3月)

本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。

また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする。

また、平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、毎期概ね一定の利用実績があり、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。経済情勢の減速や円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、本措置により、中小企業等の経営安定を図る必要がある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析 対象期間:創設時~平成27年3月)

国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。また、法人企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は法人企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時~平成27年3月)

本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の

【厚労15】

				改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。 また、近時の経済低迷のなか、法人企業等は徹底的なコスト削減 圧力が求められているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客 の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置により営業性資金の確保を支援することは必要不可欠な支援である。
9	相当性	•	措置等では、おきない。	生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業 589 万事業所のうち 19.5%、全従業者 5.844 万人のうち 11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育で・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和 54 年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店・昭和55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店・町でとから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。また、資本金 1 億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じGDP及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	類似する他の支援措置は存在しない。

	③ 地方公共	_
	団体が協	
	力する相	
	当性	
10	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7
		月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背
		景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策と
		いう視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増
		加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日
		本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を
		踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱
		者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・
		節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、
		現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告
		の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、
		適切に対応するよう指摘されている。
		また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が
		開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考
		え方(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や
		共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合に
		は、積極的に活用するよう指摘されている。
		さらに、『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成
		24年7月とりまとめ公表)』において、
		(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し
		売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる
		(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経
		営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡
		に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。
11	前回の事前評価又は事	平成23年9月
	後評価の実施時期	

【厚労16】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制の創設				厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人	住民税			
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

		点検項目	評価の実施状況				
ŧ	且税物	特別措置等の合理性			-		
	1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
Ħ	且税物	特別措置等の有効性					
	3	達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性	的記述	□説明なし	⊗
	6	適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし	0
	8	減収額の将来予測	■定量化	□定量	:化(根拠なし)	□予測なし	⊗
	10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0
	12	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	⊗
ŧ	且税物	特別措置等の相当性					
	(13)	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	*
	(14)	他の政策手段との役 割分担	□他の政策	手段はない ■説明	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。
- 「⑩」:点検過程における各所省からの補足説明(く点検結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(売上額DIの変動)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

② 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目について説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(消費税率引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る)の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。
- 注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額DIを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

⑧ 減収額の将来推計(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 地方税における減収額試算

平成 25 年度 89.6 億円

平成 26 年度 89.9 億円

平成 27 年度 90.3 億円

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)③のとおり。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)
 - ・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額 177 億円に対し、本措置によって設備投資額が 164 億円増加し、GDPが 195 億円押し上げられ、それに伴い 3, 152 人の雇用創出効果がもたらされる。

<試算方法>

- ・ GDP押上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出効果については、試算したGDP押上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出した。
- ③ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への 補足説明)

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪

【厚労16】

影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	파 쓰 등 교	· 1		
1			対象とした 置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
	作出作用 行动 / 可 / 切	I TE	旦守の石が	(国税38)(所得税:他・法人税:義)
				(地方税39)(法人住民税:義)
2	要望の内容			次により、特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1)対象業種:中小卸売・小売及びサービス業 (2)対象事業者:青色申告書を提出する中小企業者 (3)対象設備の要件: ①建物附属設備 取得価額1台60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上 (4)特別償却:取得価額の百分の三十又は税額控除又は取得価額の百分の七
3	担当部局	,		健康局生活衛生課
4	評価実施	時	期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯			_
6	適用又は延長期間		長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで (平成25年度~平成27年度)
7	必要性 等	1	政策目的及びその根拠	現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。 《政策目的の根拠》 〇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 〇消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年5月31日)・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

				※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示の あり方について」(平成 24 年 5 月 14 日)				
				・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置 や税制措置等を検討				
	(2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標 I 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること				
	(租税特別措置等により達成しようとする目標》中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。具体的には、中小商業・サービス業の売上額 D I (前期比)を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成 26 年第1四半期と第2四半期、平成 27 年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額 DI の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額 DI を安定的に向上させていくことを目標とする。 (参考指標) 平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額 DI の差)は、卸売業▲10.5 ポイント、小売業▲7.9 ポイント、サービス業▲1.8 ポイント。							
				派社代行別指担等による達成日標に深る別と相保/ 売上額DIの変動((独)中小企業基盤整備機構) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最 小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業 の経営の安定化、活性化に寄与する。				
8		1	適用数等	(適用事業者数)				
	等 ————————————————————————————————————			平成 25 年度 23,819 社 平成 26 年度 24,772 社 平成 27 年度 25,763 社 (経済産業省推計)				
		2	減収額	(減収額) 平成 25 年度 176.7 億円 平成 26 年度 177.4 億円				

平成 27 年度 178.1 億円 (経済産業省推計)

目標の実 現状況

効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月~平成28年3月) 中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、 最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、 需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者で は大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズ の変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応する ため、中小商業・サービス業では、需要の喚起(集客力の増加)のため の取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新 商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。

【直面している経営上の課題】

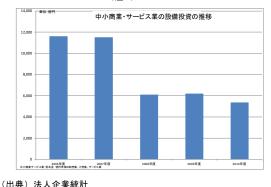
	1位	2位
卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難
		(11. 2%)
小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による競
		争の激化 (21.0%)
サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への対
		応 (19.5%)

((独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成2 4年4月~6月実績))

実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設 備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開等に係る設備の 導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一 定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備 投資額は、減少傾向にあるく注1>。

そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービ ス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の経営の 安定化、活性化が図られることとなる。

<注1>



《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25年4月~平成28年3月) 足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているものの、 全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務 改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を 図る。 本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析とし て、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレ イアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用 等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っているとされる報告(中 小企業庁委託「平成21年度商店街実熊調査報告書」)もあることから、 店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進 することで需要の増加(集客力の向上)を図り、中小商業・サービス業 における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成25年4月~平成28年3月) 本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中 小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加 や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与える おそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平 成 28 年 3 月) 本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が 図られることで、我が国経済全体として 195 億円の経済波及効果が生じる とともに、雇用を3152人創出するとの試算がある。 (経済産業省推計) 相当性 ① 租税特別 本特例措置の対象となる業種は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人 措置等に 件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小・ よるべき 商業サービス業に限定しており、国民の名遠くできる必要最小減の特例 妥当性等 措置となっている。 他の支援 中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小 措置や義 企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための 務付け等 機械・装置の投資の促進を目的としている。 との役割 これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や 分担 業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、 店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていること から、目的及び適用の範囲が異なる。 地方公共 中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置によ 団体が協 り、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地 力する相 域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置 当性 を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した 場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。 有識者の見解

【厚労16】

11 前回の事前評価又は事 - 後評価の実施時期

【厚労17】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証 限度率の引き上げ				厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税				
区 分	□新設	■拡充	□延長		□事後

HASTE	STOPE OF PHILIPPIN		am bar
点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■ 明らか]明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない □達成されている ■	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述 □]説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 ■	■把握なし	*
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり	■説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述 □	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	□定量化 □定量化(根拠なし) ■	■把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) ■	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり]把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0
税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	⊗
税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性			
⁽³⁾ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり]説明なし	0
他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり □	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(異常危険準備金の積立残高)は、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績】

- ① 減収額と効果を対比して説明しているが (< 点検結果表の別紙 > ①参照)、本項目を 説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去に おける税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる)の実現状況について、定性的に「異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み】

- ② 減収額と効果を対比して説明しているが (< 点検結果表の別紙>②参照)、本項目を 説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来に おける税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、3,095 百万円と単年度のみを記載しているが、分析対象期間の年度ごとに把握されていないため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等がどれだけ目標の達成に寄与するのかについて説明が不足していることから、適切な測定指標を用いて、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、他の支援措置はないと説明されているが、予算措置等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

前回要望 (平成12年) 時の目標は、正味掛金収入に対して150%の異常危険準備金の積立てを行うことであった。

本租税特別措置等により150%の積立額は達成しているが、今後予想される大規模な自然災害の被害想定が前回要望時に比較して大きくなっていることから、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定(評価書中7③≪租税特別措置等により達成しようとする目標≫欄への補足説明)

本租税特別措置の要望にあたっては、約800億円の異常危険準備金の積立てを目標としている。 積立額がゼロの状態から、正味掛金収入(約290億円)の30%を毎年積み立てた場合、約10年で 目標を達成する。(大規模災害が発生し、取り崩す毎に改めて所要の積立てが必要であることから、 恒久的に本措置が必要であると考える。)

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

本租税特別措置等の適用数の実績は、以下のとおりである。算定根拠は各年の租税特別措置利用調査によるものである。

平成 15 年度~平成 17 年度 12 組合

平成 18 年度~平成 20 年度 11 組合

平成21年度~平成23年度 8組合

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8① 「適用数等」欄への補足説明)

本租税特別措置等の適用数の過去の実績は上記のとおりであるが、契約者の分布としては全都道府県をカバーするとともに契約者数も増加しており、所期の想定数と比較して、僅少・偏りの状況にはない。

⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

本租税特別措置等の適用数の実績は、過去3カ年において、以下のとおりである。

平成21年度~平成23年度 8組合

今後も、同数程度の適用組合が自然災害共済を継続する見込みである。

⑦ 減収額の実績把握(評価書中82)「減収額」欄への補足説明)

減収額の過去の実績は以下のとおりであり、本措置による減収見込み額は、3カ年平均として算定したものである。

平成 23 年度 4,388 百万円

平成 22 年度 669 百万円

平成 21 年度 4,227 百万円

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

減収額の過去の実績は以下のとおりである。

平成 23 年度 4,388 百万円

平成 22 年度 669 百万円

平成 21 年度 4,227 百万円

これにより、約700億円の異常危険準備金が積立てられており、一定の効果があると考えている。

② 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)

本措置による減収見込み額(3,095百万円)は、過去の実績を元に算定したものである。 これにより、所要(約800億円)の積立てが早期に実施できると考えている。

【厚労17】

和税特別措置等に係る政策の事前評価書

	租祝特別措直等に係る政策の事前評価書						
1			対象とした	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引			
	租税特別	措	置等の名称	き上げ			
				(国税 36) (法人税)			
				(地方税 36) (法人住民税、事業税)			
2	要望の内	容		消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、 租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率について、当年度共済 掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とする。 また、同法第57条の5第7項に定める洗替保証限度率について、当年 度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。			
3	担当部局	5		厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室			
4	評価実施	時	期	平成24年8月			
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯			平成 12 年度 制度適用			
6	適用又は延長期間			恒久措置			
7			及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合は、一定の地域又は職域による人と人の結合であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員の保護のため、共済金の円滑な支払いが必要とされるところ。予想外の損害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑かつ確実に共済契約者に支払うため十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、共済契約者たる組合員の保護を図る。 《政策目的の根拠》 共済事業を行う消費生活協同組合は、消費生活協同組合法第50条の7により、責任準備金の積み立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、消費生活協同組合法施行規則において、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。			
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉 サービスの提供等を図ること。 施策大目標2 - 1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の 向上を図ること。			
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。			

				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る観点 から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援するものであり、今後大 規模な自然災害が発生した際の共済金の円滑な支払いに寄与する。
8	有効性 等	1	適用数等	8組合(平成24年度見込み)
		2	減収額	3,095 百万円
		③	効目現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度~平成 23 年度) 〇異常危険準備金積立残高 71,000 百万円(平成 23 年度) 67,111 百万円(平成 22 年度) 77,665 百万円(平成 21 年度) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 12 年度~平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 12 年度~平成 23 年度) 本措置がない場合、必要な異常危険準備金の積立てが遅れ、今後大規模な自然災害が発生した際に共済金が支払われないおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 12 年度~平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われている。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	今後大規模な自然災害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑に契約者に支払えるよう、租税特別措置により税負担を軽減することにより早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。

		型 他の支援 接続の おのででは おのででは かりでである。 他のでする。 では、 のででは、	他の支援措置はない。 税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前 後評価の写	前評価又は事 実施時期	なし

【厚労18】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	社会保険診療報酬の所	府省名	厚生労働省		
税目	所得税、法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	いない	□達成る	されている	■説明なし	0
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	0
⑤ 僅少・偏りのない 状況	□説明あり				■説明なし	0
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手	段はない	□説明は	あり	■説明なし	*

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。
- 「③」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(税務に係る事務処理の負担を軽減する)については、 目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況に なれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることか ら、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(事務処理の負担が軽減された医療機関の割合)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 適用数の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4 割」と説明されているが、想定した適用数と過去の実績とが比較されていないため、 適用数が想定外に僅少で偏りがないことを適切に分析し、説明する必要がある。
 - (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績】

① 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の 点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用数について、30,192 件と記載しているが、示されている数値が過去又は将来のいずれの説明であるか不明であり、また、単年度のみの説明であることから、分析対象期間における適用数の実態について、年度及び算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、医療経済実態調査等より推計 と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式 及びその根拠が不明なため、適用数の実態について、算定に用いた数値、計算式及 びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説

[厚労1	8

明・分	が析に不十分な点	は認められない。		

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないため、本制度は有効に活用されている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

	に係る実際経費にかかわ し、各階層の金額に所定					
2 租税特別措置等の内容 医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年が 5,000 万円以下であるときは、当該社会保険診療らず、当該社会保険診療報酬を 4 段階の階層に区分の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係	に係る実際経費にかかわ し、各階層の金額に所定					
が 5,000 万円以下であるときは、当該社会保険診療 らず、当該社会保険診療報酬を 4 段階の階層に区分 の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係	に係る実際経費にかかわ し、各階層の金額に所定					
らず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係	し、各階層の金額に所定					
の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る						
	る柱 負こり ることが じさる					
1寸が11 巨。						
社会保険診療報酬の金額	社会保険診療報酬の金額 概算経費率					
2,500 万円以下	7 2 %					
2,500 万円超 3,000 万円以下	7 0 %					
3,000 万円超 4,000 万円以下	6 2 %					
4,000万円超 5,000万円以下	5 7 %					
1,000,000,000	<u> </u>					
3 担当部局 厚生労働省医政局総務課						
7年方側自医以向称榜誌						
平成 24 年 8 月						
5 租税特別措置等の創設 昭和 29 年創設	昭和 29 年創設					
年度及び改正経緯 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療	昭和 54 年見直し(一律 72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し)					
昭和 63 年見直し(5,000 万円超の医業等事業所得者及	昭和 63 年見直し(5,000 万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)					
6 適用又は延長期間 恒久措置	恒久措置					
7 必要性 ① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
等 及びその 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質が	^つ適切な医療を効率的					
根拠に提供する体制の確保を図る。						
《政策目的の根拠》						
	ため 国の書数り て					
医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定され						
「良貝がフ廻りな医療を効率的に提供する体制の作	「休で凶る」ことが尻足され					
(医療法第1条の3)						
国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基	まべき 国民に対し 白皙					
かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保され						
おり返める医療を効率は同じた人がも時間が能体です。	C. 9 to 1 to					
② 政策体系 (基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確	産保と国民の健康づくり					
における を推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供	出できる休制を整備する 出できる休制を整備する					
	べての体型で正属する					
の位置付 (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切なけた きる体制を整備すること	は医療が効率的に提供で					
③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》						
及び測定 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を	軽減する。					
指標						

				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な 事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の 医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営 の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提 供できるようになる。
8	有効性 等	1	適用数等	30,192 件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業 の実態」から推計
		2	減収額	平成 22 年 256 億円、平成 23 年 245 億円 平成 24 年 250 億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より
		3	効果・達実の場合である。	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 17 年~平成 22 年) ※平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成 17 年 42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成17 年~平成 22 年)当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 20 年)平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。

9	9 相当性		租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は 医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識 を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負 担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時 間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利 用できる本措置が妥当である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	_
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	_
10	1		解	_
11	i 評価結果の反映の方向 性		反映の方向	適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。
12	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	平成 23 年度事後評価、平成 24 年度事前評価

【厚労19】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	子ども・子育て関連3治	去に伴う税制上の所	要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免 個人住民税、不動産取得 目				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目	評価の実施状況					
特別措置等の合理性						
政策目的の根拠・政 策体系での位置付け □明らか ■明らかでな						*
特別措置等の有効性						
達成目標及び測定指 標	□定量化		□定性的	的記述	■説明なし	0
適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(框	拠なし)	□定性的記述	■予測なし	0
減収額の将来予測	□定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	□予測あり				■予測なし	0
税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	0
特別措置等の相当性						
租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	0
他の政策手段との役 割分担	□他の政策	手段はない	□説明ね	あり	■説明なし	0
	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指標 適用数等の将来予測 減収額の将来予測 和特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測 税収減是認の効果の 将来見込み 別措置等の相当性 租特の手段をとる必 要性・適切性 他の政策手段との役	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指標 適用数等の将来予測 □定量化 減収額の将来予測□定量化 利機の数果・達成目標の実現状況の将来予測□予測あり 税収減是認の効果の将来見込み 別措置等の相当性 租特の手段をとる必要性・適切性 他の政策手段との役□他の政策手段との役□	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指標 適用数等の将来予測 □定量化 適用数等の将来予測 □定量化 減収額の将来予測 □定量化 和特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測 税収減是認の効果の □説明あり 特来見込み お別措置等の相当性 和特の手段をとる必要性・適切性 他の政策手段との役 □ 如の政策手段はない	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指標 適用数等の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし) 減収額の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし) 減収額の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし) 減収額の将来予測 □定量化 □定量化 □定量化 □定量化 □応量量(根拠なし) □応量性・□応動性・□が調査がある。 □説明あり □説明あり □説明あり □説明あり □説明あり □はの政策手段との役 □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策手段との □はの政策	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指標 適用数等の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし)□定性的記述 減収額の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし)□定性的記述 減収額の将来予測 □定量化 □定量化(根拠なし) 租特の効果・達成目標の実現状況の将来 □予測あり 予測 税収減是認の効果の □説明あり 野来見込み 別措置等の相当性 租特の手段をとる必要性・適切性 他の政策手段との役 □(40の政策手段とかな)□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	別措置等の合理性 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け 別措置等の有効性 達成目標及び測定指 標

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。

「靈」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標(子どもが健やかに成長することができる社会を実現) については、目標値(目標水準)及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を示す必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、 分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかに し、説明する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、 当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ③ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
 - ④ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合 には租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7①≪政策目的の根拠≫欄及び評価書中7② 「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明)
 - ・政策目的の根拠について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) (改正後)

(目的)

- 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。
- ・政策体系における政策目的の位置付けについて

【修正前】

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する

施策大目標1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施 策の充実を図る

施策中目標2 地域における子ども・子育て支援策を推進する

【修正後】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、 子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

施策中目標1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	1	政策評価の対象とした	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置
		租税特別措置等の名称	(国税 37)所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、
			地価税その他の関連する税目 (地方税 38)個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、
			固定資産税、事業所税、都市計画税その他の関連する税目
			〔新設·延長·拡充 〕
	2	要望の内容	○ 平成 22 年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・
			子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支
			 援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども
			本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。
			不吸中10周) 0周末CC 01C 1 次 21 十起 11日 五 12 使出 0 / C。
			│ │○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院
			での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度
			の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議
			院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月 10 日に
			参議院において可決・成立したところ。
			○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学
			校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こど
			も園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園
			の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけら
			れる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・
			子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う
			税制上の所要の措置を講ずる。
		In which I	
	3	担当部局	〇雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 担当室長 黒田 秀郎(内線7791) 代表の 5253-1111
			担当補佐 福井 香月(内線 7880) 直通 3595-2493
			担 当 者 唐戸 直樹(内線 7944) FAX 3595-2313
			恵藤 淳矢(内線 7951)
			〇雇用均等·児童家庭局保育課
			担当課長 橋本 泰宏(内線 7921) 代表四 5253-1111
			担当補佐 荻原 和宏(内線 7924) 直通四 3595-2542
			担 当 者 田上 喜之(内線 7920) FAX 3595-2674
ŀ		50 年 安 特 庄 世	森田 真司(内線 7918)
Į	4	評価実施時期	平成 24 年 8 月

【厚労19】

5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯			-
6	適用又は延長期間			_
7	必要性等	1	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》現在、子どもや子育でをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育でに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。 こうした問題に対処するため、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援)地域の子ども・子育で支援の充実等の施策を総合的に推進し、子どもや子育で家庭の支援を行う。 《政策目的の根拠》 〇 平成 22 年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育で支援制度に関する議論を進め、平成 24 年3月に「子ども・子育で支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育で支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制技本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。 〇 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月 10 日に参議院において可決・成立したところ。
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する 施策大目標1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ど も・子育て支援施策の充実を図る 施策中目標2 地域における子ども・子育て支援策を推進する
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子 どもや子育で家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することがで きる社会を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 一 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一
8	有効性 等	1	適用数等	_

		2	減収額	
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-) -
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:一) 一
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:一) -
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:一) 一
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。 新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。 ・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ)・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設・ 地域の子ども・子育て支援の充実現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上
				の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。 ・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼

_					
					保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置 ・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置 ・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置 ・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置
			2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。
			3	地方公共 団体が協 力する相 当性	新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。
	10	有識者の見解		解	-
	11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			平成 23 年9月